

会議録

平成29年第3回更別村議会定例会

第2日（平成29年9月12日）

◎議事日程（第2日）

第 1 会議録署名議員指名の件

第 2 認定第 1号 平成28年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件

第 3 認定第 2号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

第 4 認定第 3号 平成28年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第 5 認定第 4号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第 6 認定第 5号 平成28年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

第 7 認定第 6号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松橋昌和	副議長	7番	本多芳宏
	1番	安村敏博		2番	太田綱基
	3番	高木修一		4番	織田忠司
	5番	上田幸彦		6番	村瀬泰伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	森稔宏
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	総務課参事	渡辺伸一
総務課参事	女ヶ澤廣美	企画政策課長	佐藤敬貴
産業課長	本内秀明	住民生活課長	宮永博和
建設水道課長	佐藤成芳	保健福祉課長	安部昭彦
子育て応援課長	新関保	診療所事務長	酒井智寛
教育次長	川上祐明	農業委員会事務局長	小林浩二

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 高橋 祐二 書 記 平谷 雄二
書 記 小野山 果菜

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、上田さん、6番、村瀬さんを指名いたします。

◎日程第2 認定第1号ないし日程第7 認定第6号

- 議 長 この際、関連がありますので、日程第2、認定第1号 平成28年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第7、認定第6号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件を一括議題といたします。

お諮りをいたします。認定第1号 平成28年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、認定第1号 平成28年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定をいたしました。
昨日に引き続き審議を続けます。

11日の会議での認定第1号 平成28年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件における提案理由の説明の訂正について西山村長より発言を求められましたので、これを許します。

西山村長。

- 村 長 私から決算資料に基づきまして説明を申し上げました部分で数字の間違ひがありましたので、訂正をさせていただきたく思います。

33ページの財政指数等に関する表、地方財政状況調査の中で経常収支比率を76.5%と、2.6ポイント増加しているという報告をさせていただきましたが、それは間違いでございまして、正式には77.3ということで、3.4ポイントの増加ということになっております。「76.5%」から「77.3%」、「2.6ポイント」から「3.4ポイント」の増加ということで訂正をさせていただきたいというふうに思います。ご迷惑をおかけして大変申しわけありません。

ん。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりました。

皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議 長 この件は終了させていただきます。

次に、11日の会議において保留をしました認定第1号 平成28年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件における太田議員の質疑、緑町5、6条線歩道新設工事に対する答弁について佐藤建設水道課長より発言を求められましたので、これを許します。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 昨日の太田議員からの質問でありました緑町5条、6条線の歩道に関して電柱街路灯の位置についてのご質問についてお答えをしたいと思います。

昨日その後現地にも参りまして確認をしてまいりました。現場におきましては、歩道新設でありまして、当初電柱と街路灯が宅地分譲に影響があるということで移設をするということになっておりまして、電柱はその歩道の東6条線側の境界上に移設、街路灯につきましては国道側のところに移設ということでありまして、街路灯に関しましては基礎石が入っておりますので、基礎石を民有地に入れられないということで、境界から30センチ離れたところに移設しているということで、その辺の空間があいているというところで若干狭くなっているのかなという部分もございますが、現場におきましては通行上支障はないというような状況となっておりますので、今の移設に関しては問題ないということでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 私もその現場に行って確認してきました。宅地分譲する上で、あそこの歩道を新設するといつてずらしたのはわかるのですが、果たしてあそこの位置が本当に正しかったのかというと、僕はあそこの歩道を見たときに新設した歩道に対して街灯がかぶっているということは余り見ばえもよくなかったし、逆に角度を変えて小学校を見るような角度から見たのですけれども、そこから見てもちょっと中に入って、その歩道を狭くしてでもちょっとした工夫があったりだとか、もうちょっと現場に行ってみて工夫できることがあったのではないかなというのが正直な気持ちです。あそこの場所は村有地でありますから、村側で思いどおりに決めれる部分もあると思いますので、もう移動してしまったということもあるのですが、これからの費用対効果なども含めて、そういった場所が本当に正しいのか、それでいいのかということを再検討してほしいと思います。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 ただいまの太田議員の意見も尊重いたしまして、これから行うことに関しましてはその辺考慮しながら対応を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

す。

○議 長 この件については終了させていただきます。

99ページ、款9 消防費に入ります。

補足の説明を求めます。

女ヶ澤総務課参事。

○総務課参事 款9 消防費について補足説明させていただきます。

項1 消防費の予算現額は3億4,164万円、支出済額3億4,031万104円で、不用額は132万9,896円となっています。

目1 消防費、備考欄(1)、とかち広域消防事務組合負担金1億4,641万6,000円は、平成28年4月に設立されたとかち広域消防事務組合に対する負担金です。前年度の南十勝消防事務組合等に対する負担金と比較すると6,430万9,000円の減となっています。前年度は平成26年度からの繰越明許費である十勝圏消防救急無線デジタル化整備費等に対する負担金4,940万2,000円を含みますので、実質1,490万7,000円の減となっております。内訳は、共通経費分で1,001万4,000円、職員人件費分で1億2,122万4,000円、更別消防署分で1,517万8,000円となっています。備考欄(2)、消防庁舎維持管理経費6万3,551円は、更別消防署庁舎等の建物災害共済保険料です。平成28年3月に南十勝消防事務組合が解散し、更別消防署庁舎等の財産が村に継承されたことに伴い、本年度から新たに支出したものです。

目2 災害対策費、備考欄(1)、防災・国民保護事業67万9,493円は、非常用保存食等の備蓄品購入、電気料と防災行政無線施設の維持管理経費、台風10号被害による浄化槽雨水浸水によるし尿くみ取り等の費用です。前年度比較1万6,220円の減となっています。備考欄(2)、防災情報通信設備整備事業1億7,982万円は、防災行政無線のデジタル化整備に伴う既存機器の撤去、親機、遠隔装置、屋外拡声子局5カ所、屋外再送信局3カ所設置の工事請負費及び工事施行管理業務委託料となっています。

目3 非常備消防費、非常備消防費につきましては、以前は目1で計上させていただいておりましたが、とかち広域消防事務組合の設立によって消防団事務が更別村に承継されたことに伴い、平成28年度より目3 非常備消防費で調製させていただいております。備考欄(1)、更別消防団運営経費1,279万7,540円は、報酬、災害訓練等の費用弁償、更別消防団の名称変更に伴う車両名の書きかえ費用、消防団及び後援会の運営助成金となっております。不用額121万8,940円につきましては、消防団員費用弁償の執行残によるものが主なものです。101ページをお開きください。備考欄(2)、更別消防団運営経費53万3,520円は、消防団の名称変更に伴う団旗、分団旗の購入費用となっております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 目3の非常備消防費ですか、備考の(1)になりますけれども、実は旅費の不用額についてでございます。先ほど説明あったとおり、団費、出動の旅費というこ

とで理解しているところでございますが、この金額、要するに不用額の98万は恐らく今後の危機管理のために用意するために、なかなか補正できないところというのは理解できるのですけれども、そういう意味でまず積算に関しての積み上げですか、出動を要するに何回ほど見ているかだとか、あと不用額98万は何回ぐらゐの出動を見込んで、このぐらゐ余ったかということの説明をお願いいたします。

○議 長 女ヶ澤総務課参事。

○総務課参事 お答えします。

平成28年度当初予算では、火災3回、定例訓練及び平成28年3月で旧組合が解散となり、地方自治法第292条により準用する地方自治法施行令第5条第2項により、旧組合解散日をもって打ち切り決算となっておりますので、過年度支出分177万9,700円を含め、消防団員費用弁償として599万3,000円を計上しておりましたが、火災が10月に2件、11月に1件の計3回及び定例訓練の出動費用弁償支払い後の最終補正で火災等の出動費用弁償を3回程度見込んでおりましたが、最終補正後に火災等が発生しておりませんので、このような多額の不用額となっております。なお、災害等の出動費用弁償につきましては、1回の出動が4時間未満で4,800円、4時間以上8時間未満で倍の9,600円、8時間以上で3倍の1万4,400円となり、長時間を要する搜索活動を考慮しますと、3出動分は計上の必要がありますので、火災等の発生がなければこのような執行残となっております。

以上です。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 丁寧な説明で逆にわからなくなってしまったのですけれども、単純に火災なら火災想定3回ということではよろしいのでしょうか。

○議 長 女ヶ澤総務課参事。

○総務課参事 そのとおりでございます。

○議 長 ほか質疑ございませんか。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 次に、101ページ、款10教育費に入ります。

補足の説明を求めます。

川上教育次長。

○教育次長 それでは、教育費について補足説明させていただきます。

101、102ページでございます。予算現額4億2,113万8,840円、支出済額4億1,666万8,447円、不用額446万5,393円であります。前年度の支出済額と比較しますと5,637万5,664円の増となっておりますが、この主な要因といたしましては、臨時経費でございます小中学校の情報通信技術環境整備事業と幼稚園園舎改修事業の実施によるものでございます。

項1教育総務費、予算現額1億4,396万9,000円、支出済額1億4,363万904円、不用額33万8,096円。

目1教育委員会費、支出済額3,111万2,161円、不用額11万839円、不用額の主なものとし

て19負担金補助及び交付金10万4,039円は、備考欄（4）、更別農業高校生徒確保等支援事業の更別農業高等学校教育振興会助成金の執行残などです。備考欄（1）、教育委員会運営経費ですが、委員報酬、教育委員会やその他の活動に係る費用弁償などの経費となっております。備考欄（2）、教育総務費補助金等、經常分、節19負担金補助及び交付金134万6,582円ですが、教育関連団体協議会等の負担金でございます。備考欄（3）、更別農業高校教育支援事業、節19負担金補助及び交付金476万9,646円、内訳につきましては教育振興支援事業295万円、海外実習派遣事業181万9,646円であります。備考欄（4）、更別農業高校生徒確保等支援事業、臨時分、節19負担金補助及び交付金2,321万4,733円、更別農業高等学校生徒確保の支援事業でございますが、生徒確保の支援といたしましてスクールバス負担金、各種資格の取得、全国農業クラブ大会等への支援助成でございます。

目2事務教育費でございます。支出済額1億1,181万366円、不用額22万5,634円、不用額の主なものといたしまして11需用費14万1,808円は、備考欄（1）、事務局一般事務経費の消耗品費の執行残でございます。備考欄（1）、事務局一般事務経費、節13委託料65万7,600円のうち、34万5,600円が平成28年度から導入いたしました学校情報メールシステム運営委託料となっております。103、104ページをごらんください。備考欄（3）、指導主事共同設置事業601万4,732円ありますが、中札内村との共同設置による指導主事活動経費でありまして、平成26年度からの3カ年を指導主事の執務場所は中札内としておりますので、事業費の2分の1を中札内村へ負担しているところでございます。

目3こども夢推進費、支出済額70万8,377円、不用額1,623円、備考欄（1）、こども夢基金事業、節19負担金補助及び交付金45万1,000円につきましては、子ども向けの朗読コンサート、小学生を対象とした茶道教室の事業費でございます。備考欄（2）、こども夢基金積立金、節25積立金25万7,377円につきましては、寄附金が25万5,000円と基金利息2,377円であります。

項2小学校費、予算現額7,273万3,000円、支出済額8,175万3,751円、不用額97万9,249円。

目1学校管理費、支出済額8,009万4,132円、不用額96万6,868円でございます。不用額の主なものといたしまして、11需用費の不用額35万8,254円は備考欄（1）、小学校運営経費の修繕費及び備考欄（2）、学校施設維持管理経費の光熱水費などの執行残となっており、節15工事請負費の不用額33万4,040円は備考欄（5）、学校施設改修事業、小学校の工事請負費のうち、繰り越し分の執行残となっております。備考欄（1）、小学校運営経費2,481万2,776円ありますが、節7賃金938万7,000円は特別な支援を要する児童の特別支援教育支援員といたしまして更別小学校3名、上更別小学校1名を配置しております。節18備品購入費102万3,846円は、更別小学校の会議用テーブルと椅子、上更別小学校の児童用机と椅子、テレビ、教師用の机、椅子、パソコンなどを購入したところでございます。備考欄（2）、学校施設維持管理経費、小学校、節13委託料269万5,081円のうち、37万8,432円が煙突用断熱材使用状況調査委託料となっております。備考欄（5）、学校施設改修事業、小

学校、節15工事請負費1,779万9,800円であります。更別小学校音楽室の改修と前年度からの繰り越し事業のバスケットゴール耐震化を行っております。なお、バスケットゴール耐震化につきましては、別紙の各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の6ページをごらんいただきたいと思っております。105、106ページをごらんください。備考欄(6)、学校情報通信技術環境整備事業ですが、小学校で使用しているパソコンの基本ソフト、OSのサポート期限到来によるバージョンアップの対応でございまして、節13委託料924万6,340円が情報環境の再構築作業の委託料、節18備品購入費1,204万1,570円が管理用サーバー、パソコン用OS、ソフトなどの購入経費となっております。

目2教育振興費、支出済額165万9,619円、不用額1万2,381円であります。備考欄(1)、教材備品購入経費、節18備品購入費25万9,700円は、電光表示器、直流電源装置、数字カード、お金カード、算数セット等の教材を購入したところでございます。

項3中学校費、予算現額5,001万6,000円、支出済額4,905万132円、不用額96万5,868円でございます。

目1学校管理費、支出済額4,777万1,879円、不用額94万8,121円あります。不用額の主なものといたしまして、11需用費の53万5,009円は備考欄(2)、学校施設維持管理経費の燃料費、光熱水費などの執行残となっており、節15工事請負費の不用額22万9,000円は備考欄(6)、学校施設改修事業、中学校の工事請負費のうち、繰り越し分の執行残でございます。備考欄(1)、中学校運営経費1,071万3,647円ありますが、節8報償費51万1,001円につきましては、保健体育、武道の柔道について外部補助者を配置してございまして、また前年度までの適応指導員にかわりまして、いじめや不登校などに対応するスクールカウンセラーを道教委と連携して配置したところでございます。節18備品購入費76万1,282円ありますが、液晶視力計、洗濯機、テレビ、教師用の机、椅子、パソコンを購入してあります。備考欄(2)、学校施設維持管理経費、中学校、節13委託料166万8,512円のうち12万6,140円が煙突アスベスト使用状況調査委託料となっております。なお、調査の結果、調査した煙突5カ所全てでアスベストが使用されており、そのうち中学校体育館の煙突につきましては内部が劣化しているということでしたので、煙突内部の清掃を行い、気中濃度検査を行ったところ、健康被害を及ぼす粉じんは発生しておりませんでしたのですが、今後の対策について検討しているところでございます。107、108ページをお開きください。備考欄(6)、学校施設改修事業、中学校、節15工事請負費1,196万5,000円でございますが、小学校と同様に前年度からの繰り越し事業のバスケットゴール耐震化を行っております。備考欄(7)、学校情報通信技術環境整備事業でございますが、小学校と同様に中学校で使用しているパソコンの基本ソフト、OSのサポート期限到来によるバージョンアップの対応でございまして、節13委託料507万9,428円が情報環境の再構築作業の委託料、節18備品購入費655万5,382円が管理用サーバー、パソコン用OSソフトなどの購入経費となっております。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、予算現額4,559万8,000円、支出済額4,516万7,390円、

不用額43万610円、不用額の主なものとしたしまして、節7賃金12万5,623円は備考欄(1)、幼稚園運営経費の幼稚園教諭賃金などの執行残となっており、節11需用費21万9,011円につきましては備考欄(1)、幼稚園運営経費の消耗品費、それと備考欄(2)、園舎維持管理経費の光熱水費、修繕費などの執行残でございます。備考欄(1)、幼稚園運営経費1,816万4,149円でございますが、主なものとしたしまして、節7賃金1,276万1,215円につきましては幼稚園業務に伴います臨時及び嘱託職員の賃金でございます。109、110ページをお開きください。備考欄(4)、園舎改修事業1,236万6,000円につきましては、節11需用費48万6,000円は更別幼稚園屋外時計の修繕となっており、節13委託料1,188万円は上更別幼稚園園舎設計について前年度の基本設計の成果を受け、建設に向けての詳細を組み立てるための実施設計を行っているところでございます。なお、園舎改修事業につきましては、別紙の各部門別主要な施策の成果及び予算施行の実績の概要4ページをご参照いただきたいと思います。

項5社会教育費、予算現額2,886万2,000円、支出済額2,830万8,075円、不用額55万3,925円。

目1社会教育総務費、支出済額1,838万8,782円、不用額23万9,218円、不用額の主なものとしたしまして、節11需用費13万9,996円は備考欄(6)、文化推進経費の修繕費などの執行残でございます。備考欄(1)、社会教育委員会運営経費ですが、社会教育委員の会議やその他の活動に係る報酬や費用弁償となっております。備考欄(2)、図書室運営経費731万6,550円、節7賃金452万8,800円につきましては、図書管理職員2名の賃金でございます。節18備品購入費206万3,634円は、図書の購入費でございます。備考欄(4)、青少年教育推進経費235万4,922円ではありますが、青少年劇場開催経費、地域子ども会子ども交流事業等の経費でございます。なお、子ども交流事業につきましては、平成28年度は更別村で交流を行っているところでございます。111、112ページをごらんください。備考欄(7)、文化推進経費328万1,584円、節11需用費144万2,884円は、村内文集、総合誌さらべつの印刷製本費などです。節19負担金補助及び交付金155万7,000円は、文化協会活動助成、文化振興講演等の助成金でございます。

目2社会教育施設費、支出済額991万9,293円、不用額31万4,707円、不用額の主なものとしたしまして、節11需用費27万4,594円は備考欄(1)、農村環境改善センター維持管理経費の修繕費などの執行残でございます。

113、114ページをごらんください。項6保健体育費、予算現額6,068万6,840円、支出済額5,990万3,656円、不用額78万3,184円でございます。主なものとしたしまして、目1保健体育総務費、支出済額340万9,324円、不用額11万9,676円、備考欄(1)、スポーツ推進委員会運営経費ですが、スポーツ推進委員会議やその他の活動に係る報酬や費用弁償などの経費となっております。備考欄(2)、スポーツ振興経費ですが、ときめき夢民塾等のスポーツ教室開催に伴う経費や体育連盟及びスポーツ少年団の活動の経費でございます。

目2体育施設費、支出済額3,371万9,141円、不用額30万7,859円、不用額の主なものとい

たしまして、節11需用費23万9,147円は備考欄（1）、柔剣道場維持管理経費の修繕費などの執行残などがございます。内容といたしましては、備考欄（1）、柔剣道場維持管理経費から115、116ページの備考欄（7）、村民スケートリンク造成管理経費までの体育施設の維持管理経費となっているところでございます。

115、116ページをごらんください。目3学校給食費、支出済額2,277万5,191円、不用額35万5,649円、不用額の主なものといたしまして、節7賃金12万5,310円は備考欄（3）、学校給食センター運営経費の給食賄い業務員賃金の執行残となっており、節11需用費12万8,585円は備考欄（2）、学校給食センター維持管理経費の光熱水費や備考欄（3）、学校給食センター運営経費の消耗品費、修繕費などの執行残などがございます。備考欄（1）、給食センター運営委員会運営経費ですが、給食センター運営委員会の報酬及び費用弁償となっております。備考欄（2）、学校給食センター維持管理経費679万2,717円、117、118ページをごらんいただきたいと思います。節18備品購入費98万8,214円は、冷蔵ショーケース、高速度ミキサー、フライヤーを購入しているところでございます。備考欄（3）、学校給食センター運営経費1,410万4,144円、節7賃金1,143万7,690円ですが、調理員及び給食配送業務員の賃金でございます。節13委託料117万4,824円のうち57万24円が1月からの人材派遣業務の委託料となっているところでございます。備考欄（4）、ふるさと給食助成事業及び（5）、保護者負担軽減事業につきまして継続して実施したところでございます。

項7教育諸費、予算現額926万9,000円、支出済額885万4,539円、不用額41万4,461円。

目1研究奨励費、支出済額299万212円、不用額24万3,788円、不用額の主なものといたしまして節19負担金補助及び交付金24万3,324円は、備考欄（2）、研究奨励事業補助金等の各種教育関連団体の決算に基づき助成金を会計へ戻し入れたことによるものでございます。備考欄（1）、教育奨励事業経費、節11需用費51万7,536円は、学校教育推進協議会などの教育団体が発行しております村内文集「どんぐり」などの発刊物の印刷製本費となっております。備考欄（2）、研究奨励事業補助金等247万2,676円、学校教育及び学校運営等に関する団体であります学校教育推進協議会、また教育研究所等への活動助成金でございます。

目2学芸奨励費、支出済額280万4,665円、不用額10万5,335円となっております。119、120ページをごらんください。備考欄（5）、各種文化・スポーツ大会派遣事業103万626円でございますが、柔道、スケートの全道大会及び全国大会へ派遣助成を行ったところでございます。

目3財産管理費、支出済額305万9,662円、不用額6万5,338円、こちらは教員住宅の維持管理経費となっております。備考欄（2）、教員住宅改修事業48万6,000円でございますが、中学校教員住宅の洗面台改修を行っております。備考欄（3）、教員住宅解体経費178万2,000円でございますが、更別小学校旧校長住宅の解体を行っております。

最後に、教育関係の決算資料といたしまして、各会計決算資料の15ページには学級数、児童生徒数、教職員数の状況を、16、17ページには社会教育施設、体育施設の利用状況を、18ページには給食センターの給食提供の状況を、21ページには各施設の維持管理費状況等

を記載しております。また、各部門特別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の4ページには園舎改修事業、6ページには小中学校の学校施設改修事業といたしましてバスケットゴール耐震化について記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で教育費の補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 この際、午前10時55分まで休憩といたします。

午前10時43分 休憩

午前10時55分 再開

○議 長 休憩前に続き会議を開きます。

質疑の発言を認めます。

1番、安村さん。

○1番安村議員 105ページ、106ページの関係の中学校費の中の目の1学校管理費の中の備考欄に報償費がございまして、当初28年度計画でスクールカウンセラーの設置を新たにしたいということで、目標も含めて、必要性も含めてご説明いただきましたけれども、それらの実績並びにそれらの対応について、金額ではなくてその必要性も含めた中での総合評価といたしますか、そういう形のご説明をいただければとまず思います。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 ご質問ありましたスクールカウンセラーの関係でございます。

まず、昨年度の実績でございますが、勤務日数につきましては31日、勤務時間178時間45分間、本村において勤務していただいているところでございます。なお、スクールカウンセラーにつきましては、予算のときにもお話ししましたが、心理的な子どもの状況等も十分話を聞いていただけるような資格を持った方でございまして、子どもの主に登校がなかなか難しいというお子さんに関しての相談をしていただいているところでございまして、専門家として親でもない教師でもない専門家という立場から子どもに接していただいているところでございまして、それにつきましてはある程度成果があったのかなと思っております。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 申しわけございません。私が聞いているのは、スクールカウンセラーがどうのこうのではなくて、スクールカウンセラーの必要性があって計画を樹立したわけでございます、その中で中学校、小学校も併用するというご説明も当初いただきましたけれども、中学校で実体的にどれだけの、31日、何十時間やったではなくて、実際に該当の生徒だとか、そういう者の対応についてどれだけの実績があったか。いわゆるフォローできた部分の内容の説明をいただきたいのです。勘違いしないでいただきたいのです。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 活動の中では、生徒さんとの面談やその保護者との面談等も行っておりまして、その中でそういった面談を通して学校に対するアドバイスもいただいているところでございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 数字つかんでいないのかもしれませんが、私が回答を求めたいのは、実質的にスクールカウンセラーやりましたと、当然今次長が説明するに及ばず、基本的には子ども、父兄も含めて相談するのは当たり前のことであって、実態的に実態としてどれだけの数値が上がっているのか、そこを確認したかったわけなのです。三十何日だけでも、どれだけの子どもたちが該当して、父兄も含めて相談の内容になったのかという、それを確認したかったのです。お願いします。

○議 長 答弁調整のため休憩入れます。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議 長 休憩前に続き会議を開きます。

川上教育次長。

○教育次長 お待たせしました。済みません。

カウンセラーの相談でございますが、月に二、三日程度で1日に4時間から8時間程度業務に当たっていただいているところでございまして、その中で具体的にお子さん及び保護者に面会と相談を行ったケースが延べ50回ございました。このほかに、学校を訪問して子どもの様子を見るですとか、そういった活動も含めての先ほど言っていた活動日数、年間の日数となっているところでございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今ご説明いただきましたけれども、内容的に私が少し心配しているところは、50回というのはわかるのですけれども、基本的にカウンセラー自体が、捉え方として説明いただきたいのですけれども、カウンセラーに合わせた形の部分の相談をしているのか、子どもに合わせた部分でなくてカウンセラーが月3回程度、今次長から説明いただきましたけれども、カウンセラーに合わせて子どもたちが来る形にしているのか、それとも子どもたちの都合をある程度学校が把握しながらカウンセリングしているのか、その点の補足説明もしていただければありがたいと思います。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 カウンセラーの活動の調整でございますが、基本的にはカウンセラーは更別

だけで勤務されている方ではございませんで、帯広市ですとか中札内村ですとか、そういうところもあわせて勤務している方ではございまして、そういった中でどうしても本人の活動で制限される部分もあるのですが、そこは学校と調整しながら進めていただいているところではございます。

以上です。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 子どもたちの大事な義務教育をサポートする体制の一つの起爆剤として、スクールカウンセラーというのを設置しているというふうに捉えるのが正しいかなというふうに思っています。つらつら今ご質問させていただいたというのは、28年の実績において不登校も含めた心の悩みを持つ子どもたちがやっぱり年々ふえているというものを勘案しますと、もっと違う形というか、この形が望ましいとは思いませんので、もっと手厚くすべき時期も来ているのではないかなという判断もしているところであり、それらについてのご質問をさせていただきました。質問させていただいたということは、私は現地確認しているわけではないのですけれども、残念ながら近年特に不登校の生徒が多くなっているという情報をいただいています。がゆえに、それらのものについてこういう取り組みというのは大切であり、もっともっと積極的な対応を図る必要があると思っておりますので、それら現況をどうのこうのと言いたくない部分もあるのですけれども、不登校が今どういう状況になっているのかも含めた形で対策も含めて、決算でございまして、28年度の実態を踏まえてどのように考えていくのかも含めてご説明いただければありがたいというふうに思っております。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 今不登校の関係でご質問いただきました。私も議会始まる前に各学校を回って、不登校の状況を校長先生に聞いてまいりました。更別小学校については、残念ながらですが、1名の児童がなかなか来れない状況にいます。ただ、それはそういう児童をほっておくということではなくて、学校で一丸になって来れるような体制をつくっております。ただ、来れない内容がいじめだとか、学校の先生だとか、そういうところではなくて、また違うところに原因があるようなお話も聞いております。そういう部分も含めて、学校の先生も一生懸命やっておりますので、引き続きその対応はしてまいりたいというふうに思っています。当然スクールカウンセラーの先生も含めて対応していきたいというふうに考えております。

あと、更別中央中学校につきましては、不登校の児童については基本的にいない。来れない児童はいるけれども、基本的に修学旅行は来るけれども、授業は来れないとかという形で、全く来れない子どもはいない。ただ、それでも来れない生徒さんにつきましては、先生がきちんと一生懸命、本当に家庭とつなぎながらやっております。そこにもスクールカウンセラーの先生を入れて、先生と一緒に、あるいは友達、生徒も一緒にその生徒が来れるような、そういうような取り組みをしております。上更別小学校につき

ましては、現在そういう児童はいないということで報告を受けております。本村も少し前かなり不登校の児童生徒がいたというようなこととお話は聞いておりますが、現在はそういう形で学校も、それからスクールカウンセラーの先生も含めてそういう子どもたち、生徒が出ないように努力しておりますので、今後も引き続き、なかなか来れない生徒も含めて来れるようなきちんとした対策はとっていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 今教育長からつらつらご説明いただきました。認識の相違という部分あるのでしょうけれども、私が聞き及んでいるところでは中学校の環境になれないというか、そういうものを含めて、小学校から中学校へ入ってという部分で、確かに今教育長は全く不登校という定義の中ではいらっしゃらないという回答をいただきましたけれども、これは捉え方の相違もあるでしょうし、いろんな部分あるでしょうから、そこは私は指摘するつもりは全くありません。ただ、学校に来れない生徒がだんだん、だんだん、毎日、もしくは定期的に来れないという子かふえてきているということは、これは最大の課題を抱えているというふうに認識をいただきたいですし、このカウンセリングについて、確かに今試行錯誤の中で他町村も含めた中での連携というか、そういう部分でやっているというのも理解できますけれども、必要に応じては単独で予算措置するぐらいの気持ちがないと、これは生徒がいかなる場合においても、カウンセラーの都合によって来れる、来れないという部分もありますので、それら本当に今後重要視するという考えがあるのであれば、もう少し内部で協議していただいて、必要に応じた予算措置を講じていただきたいということで、要望も含めてお願ひもさせていただき、不登校についての早期改善が図れるような対策を講じていただきたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 ただいまいろいろお話しいただきまして、私も単独でぜひ密着した形でスクールカウンセラーの先生は置くべきだというふうには考えておりますが、なかなか人材が見つからないという部分もあります。そういう人材が見つかった場合にはきちんとその辺の対応をしていきたいというふうに考えておりますし、その前にお話しいただきました環境の変化、小学校から中学校に行った環境の変化によって学校に行けなくなる子どもも確かにいるというふうに私は感じております。そういう部分の小中の連携した教育もこれからますますきちんと進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 104ページお願ひいたします。104ページにあります備考のこども夢基金事業についてなのですが、事業としては45万1,000円、当初の予算50万にほぼ達した事業で、評価できるかと思えます。これは、内容は茶道と子ども向けのコンサート、コンサートを加えたことによって事業が50万に達したのかなという思いもありますが、年々こ

の積立金が、寄附されてそのまま基金のほうに積み立てていく状況があって、現在基金高が1,154万5,000円、これは恐らくこのような中では消化できるものではないし、単に積み立てているという状況になるかと思います。そこで、今回の事業につきましては大変効果的だったと思いますが、今後に向けてこども夢基金の要綱等の見直しを図って、もう少し子ども自身が何かできる、そういうアイデアを募集するみたいなことも含めたり、今はあくまでも大人が子どものために何かを与えてあげるということも大事です。でも、なかなかいないという実態の中でこういう数字が出ていると思うのですけれども、今後に向けての夢基金の活用の仕方についても何かお考えありましたら、教育長、ひとつよろしくお願いいたします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 夢基金のご質問でございます。

確かに10年くらい、夢基金創設されてきて時間がたっております。この間確かに子どもたちの活動、本当にさまざまな活動が出てきております。その中で、例えばことしは小学生の児童が帯広、十勝のチームとして全国大会に行き、大変優秀な成績をおさめております。非常にさまざまな活動、これまでになかったような活動があります。あわせて、先日行われました南十勝の新人戦の中体連なのでありますが、野球の試合だったのですが、ふたをあけてみると中札内と大樹と広尾で合同1チームと、そういうような大会になってきております。辛うじて更別は1チームできたのですが、そのような形で非常に子どもたちの活動にかかわる環境はかなり変わってきておりますので、これまでどおりのこども夢基金の活動内容のルールにのっとった支援では、ちょっと変わってきているところもありますので、そういう環境の変化も考えながら、今の時代に沿った子どもたちが夢を持てるような、そういう活動の基金に充てていきたいというふうに考えております。具体的な部分につきましては、皆さんのいろいろな意見をお聞きしながら充てていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 103、104ページ、目1学校管理費の備考欄の一番下にある(5)、学校施設改修事業、音楽室のフラット化なのでありますが、これに対する費用対効果、段差のあった音楽室がフラットになって、机がなくなって、椅子だけを設置するという話を聞いています。そういった中で子どもたちへの利便性、先生方が何かよくなったこと、また逆に不都合が、不便性が出たところなど、また発表会、そういったところでの利活用がこんなふうにふえたとか、そういったところをちょっとお聞かせください。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 小学校の音楽室の改修でございますが、具体的な音楽室の使われ方の詳細まではちょっと把握していないのですが、改修した後に学校から伺った話では、使いやすくなってそれなりに授業もやりやすくなったという話は伺っているところでございます。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 113ページ、114ページの柔剣道場の維持管理、備考欄にありますけれども、先ほどの決算の説明の中で需用費の中の23万9,147円の不用額については柔剣道場等の修理の修繕費の残というご説明いただいたのですけれども、計画の中では柔剣道場、とりあえず10万円の修繕費という形の内容でご説明いただいております。計画計上は暫定的なものもあるかもしれませんが、ある程度見込める、修理が必要と見込まれるものの計画を計上したのではないかというふうに推測しているわけですが、これは全く執行していないという修繕費の執行残だという言い方をしましたけれども、そういう言い方をされてしまいますと、逆に言えばやったけれども、ある程度のお金が余ったというふうな判断に捉えられかねない説明いただいておりますので、基本的に柔剣道場修理をやったのか、やらないで全く残ったのかという部分、その点をきちっとご説明いただければというふうに思っています。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 柔剣道場の維持管理経費の執行残でございますが、修繕費につきましては安村議員ご指摘のとおり、予算額10万円に対しまして28年度につきましては執行残が10万円ということで、修繕等は行っていない状況でございます。ただ、いかんせん施設維持管理ということなものですから、どのタイミングで何が起るかというところもなかなか予測つかないものですから、執行残として残っている状況になりまして、今年度につきましては実は修繕等がかなり発生してきておりまして、そのような中では修繕費につきましては3月議会で執行残を落とすというのものなかなか状況としては難しかったのかなと思っております。

以上です。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 確かに見込みの部分で見通しが困難な部分はあるかもしれませんが、予算計上するという趣旨から見ると、ある程度修理、修繕が必要だという前提がない中で、ありませんでした。だけれども、29年度の話は一切していませんので、29年度はかなりの膨大な修繕を必要としていますというけれども、これはあくまでも28年度の決算でございます。基本的に不必要とは言いませんけれども、そういう部分を勘案した中の計画性でない、ただ計画を必要性があるだろうから計上しました。説明は修理費の執行残です。そういう説明されてしまうと、実際に必要があって計画をして、実際に実施したのか、それとも執行残、やったけれども予算措置に対して残額が出たのか、全くわからない説明になってしまいますので、その点はもう少し内部で計画性の中できちっと打ち合わせをして、本当に必要なものを計上していくというのが僕は正しいのではないかというふうに思っていますけれども、何も使わなかったということに対して非常に私は疑念を抱いているわけですし、その点心情的にどうなのかなというものを含めてご質問させていただきました。ほかも含めて、これからの計画も含めて、しつこいようではありますが、地方交付

税が少なくなってきた、限られた財源でやるという中では各課、各部門できちっともう少し目を通していただいて計画樹立していただかなければならないというふうに思っていますけれども、特に教育関係は重要な部署ですので、施設も含めて教育現場という部分、加えてスポーツ、あるいは文化も含めという重要な役割果たすところですので、その点きちっと襟を正した中でやっていただきたいと思うのですけれども、その点の見解いただければというふうに思っています。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 私の今年度の執行方針の中でも申し上げておりますけれども、こういう教育施設、それから文化、それからスポーツにかかわらず、そういう施設の適切な維持管理に努めるということをお話をさせていただいております。今安村議員さんからご指摘いただいた部分、もっともだと思しますので、これからも適正な予算執行に努めてまいりたいというふうに思っておりますし、その辺の予算の考え方もきちんと整理していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 ほか質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 次に、119ページ、款11災害復旧費から121ページ、款14予備費までの補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 災害復旧費についてご説明いたします。

119ページ、120ページをお開きください。款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費は、予算現額1,678万1,000円、支出済額1,637万2,533円、不用額40万8,467円となっております。

目1農業用施設災害復旧費は、支出済額1,569万8,908円で、不用額2,092円となっております。台風10号等の被害に伴う農業用施設災害復旧に係る経費でございます。

目2林業施設災害復旧費は、支出済額67万3,625円で、不用額40万6,375円となっております。台風10号等に伴う森林災害復旧に係る経費でございます。

項2公共土木施設災害復旧費は、予算現額432万円、支出済額431万3,520円、不用額6,480円となっております。節11需用費259万920円は村道修繕費で、節13委託料172万2,600円は湧水処理に伴うポンプアップ機械設置委託料でございます。

項3その他公共施設災害復旧費は、予算現額16万2,000円、支出済額16万2,000円で、不用額はありません。公共施設等における台風10号による被害木の整理に係る経費でございます。

次に、公債費について補足説明をさせていただきます。121ページ、122ページをお開きください。款12公債費、項1公債費は、予算現額7億1,228万円、支出済額7億1,213万5,613円、不用額14万4,387円となっております。

目1元金は、支出済額6億8,702万4,806円で、不用額は194円となっております。前年度

と比較して7,574万4,686円の増となっております。本年度から償還開始となった村債の元金が8,702万3,814円、前年度で償還を終了した村債の元金が1,187万4,459円となっております。なお、本年度から償還開始となった村債は、主に前年度において借り入れたものですが、南十勝消防事務組合の解散に伴い、組合が借り入れた1,760万円及び2,450万円の債務を承継しており、これに係る償還元金は350万666円となっております。

目2利子は、支出済額2,511万807円で、不用額は14万4,193円となっております。備考欄(2)、長期債償還利子は、前年度と比較して566万6,820円の減となっております。償還終了や利率の変更、償還経過に伴い利子が減少したことによるものでございます。

次に、諸支出金について補足説明をさせていただきます。款13諸支出金、項1基金繰出金、目1土地開発基金繰出金は、予算現額25万2,000円、支出済額25万1,642円で、不用額は358円となっております。前年度と比較して37万3,017円の減となっております。前年度に比べ、利率の低下により運用益の積み立て額が減少しております。

項2過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、予算現額279万7,000円、支出済額279万6,072円で、不用額は928円となっております。前年度と比較して232万6,857円の増となっております。本年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金142万614円、同じく道費負担金71万307円を返還したことが主な要因でございます。

次に、予備費についてご説明いたします。款14予備費、項1予備費、目1予備費は181万60円を充用し、差し引き68万9,940円が不用額となっております。地域情報通信基盤施設中継局落雷破損による修繕のため、款2総務費、項1総務管理費、目4地方振興費に99万9,540円、学校給食センターのフライヤー故障に伴う更新のため、款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費に57万1,840円、学校給食センターネットワーク機器故障による機器購入のため、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費に23万8,680円を充用していません。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 補足の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

4番、織田さん。

○4番織田議員 119ページの林業施設災害復旧費となっておりますけれども、これ昨年度、関係ないのかもしれませんが、保安林等が相当倒れたと思うのです。施設だから違うのかもしれませんが、ここでお金を結構残している中において、風倒木の対策が全て終わったと解釈していいのか、それともまだ次の年度につながっているのか。住民のほうからあれどうなっているのだという話も結構聞かれますので、その辺をどういうふう

に解釈しているかお願いいたします。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 昨年の台風被害におきます林業被害でございますけれども、予算計上等のときにもご説明をさせていただいているところですが、昨年の災害復旧費を充当しておりま

すものは、緊急的に民地へ倒れ込んでいるもの、また道路等を塞いでいるもの、そういったものを処理するためにこちらのほうで撤去してございます。林内の中で倒れている木が散見されている場所もご指摘のとおり残っておりまして、こちらにつきましては通常の施業の間伐等を中心に処理をしていきたいということで全て、林内の中に1本、2本、また10本以上倒れているところ、被害の程度に応じて早目に施業を入れながら改善を図ってきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで一般会計歳出決算を終わります。

次に、一般会計歳入決算について歳出と同じように進めます。

7ページ、款1村税に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、歳入の補足説明をさせていただきますので、7ページ、8ページをお開きください。あわせて、平成28年度各会計決算資料3ページをご参照願います。

款1村税、項1村民税、予算現額2億5,542万2,000円、調定額2億6,107万4,738円、収入済額2億5,748万9,778円、不納欠損額54万1,128円、収入未済額304万3,832円、収納率は98.63%となっております。

目1個人、収入済額は2億3,970万8,378円です。節1現年課税分の収入未済額は91万2,810円で、収納率は99.62%、節2滞納繰越分の収入済額は78万4,925円で、収納率は25.33%となっております。不納欠損額23万3,228円につきましては、5名の納税者の合計額となっております。このうち1名につきましては破産により地方税法第15条の7第5項により納税義務が消滅したもので、2名につきましては、うち1名は外国人で、居住不明となり、財産が見当たらず、またもう1名につきましては地方税法第15条の7第4項の規定により、5年間継続したため納税義務が消滅したものでございます。また、2名につきましては、資産が発見できず、地方税法第18条により、5年が経過したことで納税義務が消滅いたしました。なお、滞納者に対しては催告、納税指導等を行い、その収納に努めているところでございます。

目2法人、収入済額は1,778万1,400円でございます。節1現年課税分は、93法人の申告納付分で、収納率100%となっております。収入未済額5万円は、本年6月1日に収納を受け、完納となっております。

項2固定資産税、予算現額3億1,256万9,000円、調定額3億1,807万8,938円、収入済額3億1,316万7,740円、収入未済額466万2,698円で、収納率は98.45%となっております。目1固定資産税、収入済額は3億1,268万4,040円です。節1現年課税分の収納率は100%となっております。節2滞納繰越分の収入未済額は、6件で466万2,698円、収納率は2.89%と

なっております。なお、滞納者に対しては催告、納税指導等を行い、その収納に努めているところがございます。

目2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金、収入済額は48万3,700円でございます。村内に有する国及び道の保有資産に係る固定資産税相当分が交付金として収納されております。国有林567ヘクタールと更別農業高等学校の資産分となっております。

項3 軽自動車税、予算現額1,105万1,000円、調定額1,109万8,400円、収入済額1,108万4,000円、収入未済額1万4,400円、収納率は99.87%となっております。節1 現年課税分は収納率100%で、節2 滞納繰り越し分では2件、1万4,400円が収入未済額となっております。なお、納滞納者に対して催告、納税指導等を行い、その収納に努めているところがございます。

項4 たばこ税、予算現額1,813万円、調定額、収入済額、同額の1,834万7,086円となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、7ページ、款2 地方譲与税から9ページ、款8 地方特例交付金までの質疑に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款2 地方譲与税、項1 地方揮発油譲与税は、予算現額4,184万7,000円、調定額、収入済額、同額の4,118万9,000円となり、前年度比較214万7,000円の減となっております。地方揮発油譲与税法第3条の規定に基づき、その収入相当額の100分の42を市町村の道路延長、道路面積により案分し、交付されているものがございます。なお、揮発油税は、石油製造所から出荷される数量に対して課税されております。

項2 自動車重量譲与税、予算現額9,692万9,000円、調定額、収入済額、同額の9,982万4,000円となり、前年度比較49万1,000円の増となっております。自動車重量譲与税法第1条の税収入額の3分の1相当額を市町村の道路延長、道路面積により案分し、交付されるものがございます。車検時等に納入する自動車重量税が原資となっております。

9、10ページをお開きください。款3 利子割交付金、項1 利子割交付金、予算現額52万2,000円、調定額、収入済額、同額の58万6,000円となり、前年度比較33万円の減となっております。この財源は、預貯金に対する利子税20%のうち5%相当額から都道府県間の調整を行い、5分の3に相当する額を都道府県内の市町村に交付されているものがございます。

款4 配当割交付金、項1 配当割交付金、予算現額128万2,000円、調定額、収入済額、同額の109万1,000円となり、前年度比較73万5,000円の減となっております。地方財政対策として一定の上場株式等配当に対し5%が道民税として納付され、5分の3相当額が市町村に配当割として交付されるものがございます。

款5株式等譲渡所得割交付金、項1株式等譲渡所得割交付金、予算現額94万5,000円、調定額、収入済額、同額の66万円となり、前年度比較85万8,000円の減となっています。上場株式等の譲渡益に対し5%が道民税として納付され、5分の3相当額が市町村に交付されるものでございます。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、予算現額5,876万9,000円、調定額、収入済額、同額の5,925万6,000円となり、前年度比較515万7,000円の減となっています。消費税8%のうち、地方消費税分1.7%相当額のうち2分の1が都道府県に、残り2分の1が市町村の人口、事業所等の従業員数により案分して交付されるものでございます。

款7自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金、予算現額2,134万円、調定額、収入済額、同額の2,386万4,000円となり、前年度比較238万1,000円の増となっております。都道府県に納められた自動車取得税の66.5%相当額を市町村の道路延長及び道路面積により案分し、交付されるものでございます。

款8地方特例交付金、項1地方特例交付金、予算現額77万2,000円、調定額、収入済額は同額で、前年度比較7万7,000円の減となっています。恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補填するため、地方税の代替的性格を有する財源として将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間交付されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、質疑を終わらせていただきます。

9ページ、款9地方交付税から11ページ、款10交通安全対策特別交付金の質疑に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款9地方交付税、項1地方交付税、予算現額21億1,394万5,000円、調定額、収入済額、同額の21億6,850万4,000円となり、前年度比較3,092万8,000円の減となっております。11ページ、12ページをお開きください。普通交付税で前年度比較5,277万8,000円の減となっており、基準財政需要額の算入額が地域経済・雇用対策費で6,921万円減額となったことが主な要因でございます。特別交付税は、前年度比較2,185万円の増となっており、台風10号に伴う災害関連経費の交付が主な要因となっております。

款10交通安全対策特別交付金、項1交通安全対策特別交付金、予算現額87万5,000円、調定額、収入済額、同額の89万1,000円となり、前年度比較4万2,000円の減となっています。交通違反の反則金による収入額から郵便取り扱い手数料等の経費を控除し、その3分の1が市町村の過去2カ年の交通事故発生件数の平均値及び人口集中地区人口並びに改良済み道路の延長という3つの指標により、一定の割合で配分されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

7番、本多さん。

○7番本多議員 地方交付税なのですが、これは本村にとって45%前後を歳入の中で占めるわけなのですけれども、僕らはその算定の仕方というのはちょっとわかりませんけれども、年々微減だと思うのですけれども、減っている状況にあるかなというふうに思っております。そういった中で、村として地方交付税はどのように推移していくのかということをお伺いしたいなというふうに思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 地方交付税の交付決定に当たりましては、町村ごとに基準財政収入額、これは国の示された基準で算出されまして、それとは別に基準財政需要額というものも国の基準に基づいて算出されまして、これの差し引きが自治体の交付税ということで決定されます。総額は国が決める財政計画に基づいて交付税が決定されるので、ここ数年は減額が続いておりますので、これが増額する要因というのはなかなか難しいのだらうと思っておりますので、基金の積み立て等で財源を確保するよう財政計画を適正に進めていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議 長 7番、本多さん。

○7番本多議員 年々下がっていくということになると、村の財政規模というのを変えていかなければならないかというふうに思うので、基金はありますけれども、それから過疎債、そういったものもあるかというふうに思いますが、財政規模を下げるいう、地方交付税が下がっていけば財政規模を下げていくという考えなのか、その辺についてはどのような考えでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 これまでも行政経費の削減には、特に町村合併が叫ばれた時期には事業の委託ですとか経費の節減とかに取り組んできましたので、なかなか難しいところはありますが、それは常に考えて経費の節減に取り組まなければならないことだらうと思っております。そういった面では、常に予算規模を見直すということは必要なのだらうとは思いますが、どこに行政の無駄があるとか、そういうことは常に点検して経費の節減に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 私のほうからお話をさせていただきたいと思っております。

今本多議員さんのご指摘があったとおり、年々交付税減っております。しかしながら、私はやるべきことはきちんとやらなければいけませんし、インフラ等、あるいは将来を乗り越えてのいろんな修繕、建築、その他含めて第6次の総合計画に登載をしていくわけです。

けれども、その部分をしっかりしながら、いろんな行革、無駄を、今課長のほうから申し上げましたとおりですけれども、そういうような形で推し進めていかなければならないというふうには考えています。

ただ、財政事情が厳しくなるからといって、当別の町長もおっしゃいましたけれども、身をすくめて何もしないで消滅を待つ、消滅と言ったらおかしいですけども、衰退していくのをこまねいて見ているのかと、そういう状況ではないということは私は自分の中では思っています。しっかりと雇用をふやし、そして商工業を発展させ、そして企業誘致、大きな企業は誘致はできないかもしれませんが、今テレワークとか、あるいはAIを使った農業技術の振興ということで、村にはそういう形でたくさんの研究者あるいはドローンの会社等が来ております。その部分を含めて、あるいは商工業、中小企業振興条例も制定しながら商店街の活性化、実際に働くところをつくらないと、これは財源の確保にもつながっていかないということでもあります。あるいはまた、人を呼び込むというか、そういうことも含めて、それは全て、観光も含めまして村の施策全般にわたって私は打って出るべきだというふうに考えております。20年後、30年後に禍根を残さないためにも、その辺は有利な財政基盤をしっかりと活用しつつ、なおかつ健全な財政運営に努めながら、しっかりと前に村政を推し進めていきたいというふうに決意をしているわけでございます。

以上、補足をさせていただきたいというふうに思います。

○議 長 3番、高木さん。

○3番高木議員 今の本多議員に関連してといたしますか、村長の今の答弁も含めまして、地方交付税の減額という部分ありますが、村税も含めましてそういう部分については結構ふえてきたりという、いろいろな条件がたくさんある中で、村長のいろいろ事業を進めていくのだという気持ちは十分理解しているところです。総務課長の答弁にもありましたように、財政計画というものをきっちり長期的な部分を組まなければいけないのではないかなと思います。先ほど教育費の中でも基金のあり方みたいな部分、どう活用していくのだという部分もありますので、常日ごろ村の中では各課で行革については進めているわけですが、全体としてのきっちりとした財政計画を長期的なものも立てるべきではないかなと思います。そういう部分で、時期的にはそういう時期に来ているのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 今高木議員さんおっしゃるとおりでございまして、打って出るとは申しましたけれども、財政計画をきちんと計画をしていかなければいけないというふうなことを思っています。今ふるさと納税が品種をふやし、そしてオンライン決済ということで、ふえています。ただ、基金の積み立てはいろんな部分で分散しておりますし、これは総務課において、どういうふうな運用をしていくのか、一定の財源ということでどういうふうな形で積み立てていくのかということ条改正を含めて今検討しているところであります。そのことも含めて、しっかりと長期的な財政計画あるいは行革についてしっかりと取

り組むということ頑張っていていきたいなというふうなことを思っています。その中で事業を拡大していくというか、そういう活性化も、両面にわたってやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、ここで昼食のため午後1時半まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

11ページ、款11分担金及び負担金から款12使用料及び手数料までの質疑に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款11分担金及び負担金、補足説明をさせていただきます。

項1分担金、予算現額1,945万1,000円、調定額、収入済額、同額の1,929万3,826円となり、前年度比較468万6,336円の減となっております。道営畑総担い手育成型事業、更別第2地区分担金544万3,826円が新たに収入となっておりますが、前年度に道営畑総担い手支援型事業、更別勢雄地区分担金403万6,094円、国営かんがい排水事業分担金595万4,068円の収入がありましたが、本年度皆減したことが主な要因となっております。

項2負担金、予算現額3,378万2,000円、調定額3,351万8,314円、収入済額3,348万3,914円、収入未済額3万4,400円となり、前年度比較904万4,602円の増となっております。配水管移設工事負担金933万6,737円の増が主な要因でございます。

目1民生費負担金、収入済額2,114万1,620円は、老人保護措置費、入所者費用徴収金、学童保育所入所者費用徴収金、保育所入所者費用徴収金の収入でございます。節2児童福祉費負担金で3万4,400円が収入未済額となっておりますが、これは保育所入所者費用徴収金で、引き続き収納に努めているところでございます。

目2農林水産業費負担金、収入済額1,234万2,294円で、営農用水給水工事負担金は新規の水道設置に伴うものでございます。配水管移設工事負担金は、猿別川改修工事サッチャルベツ川工区に伴う水道管の移設に係る補償費でございます。共同施設維持管理負担金は、元忠類地区と駒島地区の負担金でございます。

款12使用料及び手数料、項1使用料、予算現額1億6,251万1,000円、調定額1億6,852万5,190円、収入済額1億6,422万2,130円、収入未済額430万3,060円となり、前年度比較247万8,597円の減となっております。公営住宅使用料289万5,182円の減が主な要因でございます。

目1 総務使用料、収入済額1,614万516円は、定住化促進住宅、社会福祉センター、更別憩の家等施設の使用料及び村有地使用料の収入でございます。

13ページ、14ページをお開きください。目2 民生使用料、収入済額1,537万9,060円は、福祉の里総合センター給食部門利用料及び生活支援ハウス居室利用料の収入でございます。

目3 衛生使用料、収入済額17万8,000円は、火葬場及び墓地使用料の収入でございます。

目4 農林水産使用料、収入済額5,803万3,420円は、営農用水使用料及び牧場入牧使用料の収入でございます。営農用水使用料で27万9,240円が収入未済額となっております。内容は、現年度分1件、19万8,000円、過年度分1件、8万1,240円で、収納率は99.4%となっております。また、収入未済額のうち8月末日現在で8万1,240円を収納し、残り19万8,000円が収入未済額となっております。引き続き収納に努めているところでございます。なお、使用料は、前年度対比で45万9,740円の減、有収水量で3,429トンの減となっております。

15ページ、16ページをお開きください。目5 土木使用料、収入済額7,076万3,134円で、節1 土木管理使用料の道路占用使用料は北電とN T Tの電柱設置によるものが主なものでございます。節2 住宅使用料は、公営住宅、特定公共賃貸住宅等の使用料で、402万3,820円が収入未済額となっております。内容は、現年度分8件、75万1,980円、過年度分14件、327万1,840円で、収納率は94.2%となっております。8月末日現在で27万6,567円が収納され、374万7,253円が収入未済額となっており、引き続き収納に努めているところでございます。

目6 教育使用料、収入済額372万8,000円は、幼稚園保育料、延長保育料、特別保育料の収入でございます。

項2 手数料、予算現額847万2,000円、調定額、収入済額、同額の885万1,257円となり、前年度比較10万222円の増となっております。戸籍住民票等手数料、一般廃棄物処理手数料等の収入でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

4番、織田さん。

○4番織田議員 利用料の関係についてで、ページ数は13から14ページ及び資料におきましては20ページですか、屋内ゲートボール場について質問したいと思います。

これ前回は質問しているわけなのですがけれども、ほかの施設は利用料がかかっているわけなのです。屋内ゲートボール場だけ、電気代、水道代、燃料代、もろもろかかっているのに対して利用料が1円もかかっていないというのは、これは何か理由があるのでしょうか、まずその点をお伺いします。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 今の織田議員の質問にご説明いたします。

ゲートボール場につきましては、屋内のゲートボール場の設置条例がございます。その

設置条例の中で、更別村屋内ゲートボール場の設置及び管理についてということで、この中にゲートボール場は無料ということで条例の中にうたわれているところでございます。設置の目的の中に、村民の健康増進及びレクリエーション活動普及振興の場として対応するということが設けられてございます。これらの趣旨に基づきまして、条例上多くの方に利用いただくということも含めまして、このような内容となっております。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 村民のレクリエーション、体力云々は、これはゲートボール場に限らず、体育館も全てそうだと思うわけなのです。それで、今管理料もちらっと触れられましたけれども、実質村からも管理料は支出しているという形の中で、ゲートボール場を誰が優先的に使っているのかということ、まずそれをお伺いします。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 ゲートボール場なのですが、利用は、ゲートボール協会さんがございますので、ゲートボール協会さんが一番利用としては多いということになります。実は今までの経過の中で、もともとゲートボールにつきましてはご存じのとおり屋外で、移動する前には、ちょっと記憶があれなのですが、たしかグラウンド周辺のところで実質行われていたかなというふうに思います。当然そのときにも、ゲートボールにつきましては利用については料金としてはいただかないで対応してきた経過もございます。新しくこのように場所が設置されているわけですが、当初つくられた趣旨の目的の中で設置条例の中で、無料で村民の皆様によく利用していただくというような流れで対応されてきたところでございます。ちなみに、上更別のほうにもゲートボールはあるのですが、そちらのほうも一応無料という形で利用されているところでございます。

以上でございます。

○議 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 屋外と屋内の設置というのは、全然条件が違うと思うわけなのです。屋外は全く整備その他云々かからないとは言いませんけれども、室内となりますと、このように数字出ているように光熱費以下もろもろに使用するための費用というのはかかっていると思うわけなのです。それと、もう一点は、これはほかの町村でもあったのですけれども、それはパークゴルフ場だったのですけれども、施設の管理を委託というか、使っている人をお願いしていたと。だけれども、お願いした人たちは使うのですけれども、新しい人が中に入って一緒にやろうと思うときはなかなか抵抗があってできないと。ゲートボール場も一定のところに専門に貸し付けると、ほかにやりたい人がいても、あるいはゲートボールを村民の多くに普及していく上にもある部分では障害になるのではないかと思います。そういうことを考えたときには、ほかの施設と同等に、条例はあるかもしれぬけれども、その辺を考えながら、これからは使用料を、そんな莫大な額ではないと思うのですけれども、いただくということが多くの村民が堂々と使えることにもつながるのでないかと

思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 確におっしゃるとおり、使用料という流れの中にありましては、他の一般の施設でありますと使用料金を、確かに言われているとおりにかと思えます。ただ、今回の設置条例の中でうたってございますが、この趣旨の中では織田議員のおっしゃるようなところの考えもあるかと思えますが、今のところこのゲートボール場の利用につきましては、屋内でありますとほかの施設も今料金は確かにいただいているところが多々あるかと思えますが、当初の趣旨の流れの中から、今のところはこのまま有料ということでなく無料という形で今後も続けてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 長 4番、織田さん。

○4番織田議員 ほかの施設とのバランス等も考え、今後十分検討されることをお願いして質問を終わらせていただきます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 12ページお願いいたします。目1の民生費負担金の中の収入未済額についてなのですが、3万4,400円で、これたまたま昨年同額となって、ことし1年経過したやに見えます。その辺が1点と、あと徴収に当たってのやり方というのですか、1年間どのような形でこの徴収に当たってきたか含めてご説明お願いいたします。

○議長 長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 ただいまの件なのですけれども、保育所の入所者費用徴収金というようにことで3万4,400円、この中身につきましては平成24年時点での未収入額が今まで繰り越してきているというようなことがまずあります。この事例につきましては、この当時更別村から転出して、その後収入を得られないというような状況が続いておりまして、昨年、ことしに入ってからものなのですけれども、まず所得照会したりだとか、住所の追及だとかをしたり、当然文書でとりあえずは送ったりだとかということなのですけれども、ことしになって職員もその場所に実際出向いたりはするのですが、その住所地にいなかったりだとかというようなもあって、本人と接触がとれないような状況というのが今現状になっております。引き続き何らかの形で本人と接触できるような方法で取り組んでいきたいというようなことで思っております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 徴収業務については、今おっしゃるようになり職員の苦労が正直あるかと思えます。また、こうやって転出されればなおさら、この頻度もどの程度行っているかということもかなり苦慮されていることと思えますけれども、まず会えないということが問題なのかもしれませんけれども、会うための努力と、年次計画といいますか、これは1,000円でもいいと思うのです。少しでもいただくという、やっぱりそういうことが大事か

などと思います。当然そういう思いで職員さん当たっていると思いますけれども、今後についても鋭意努力されたいと思います。

○議長 新関子育て応援課長。

○子育て応援課長 当然引き続き、本人と接触するのが当然一番の問題でありますので、努力していきたいと思っております。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 15ページ、16ページになりますけれども、また同じような形なのですけれども、収入未済額の関係の内訳についてちょっとご説明いただきたいと思います。

土木使用料の中の公営住宅の使用料402万3,820円、現年度分が先ほどの説明だと45万で、過年度分が327万ということで、8月末の回収も含めてということで全体で375万の未収額があるということですのでございますけれども、過年度の関係の未済額についての内訳を説明いただきたいというふうに思います。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 過年度分に関しましては、説明の中で14件で327万1,840円というような内容で回答しているということですのでございます。そのうち収入を得た分が12万1,900円という形で、残りが現年度分というふうになっているところでございます。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 件数と金額とはいいのですけれども、未済額の年度というか、例えば過年度ですからどこまでさかのぼるか、先ほどの説明ではないけれども、24年が何件だとか、26年が何件だとかと、そういう形でわかればお願いしたいですけれども。

○議長 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 済みません。失礼いたしました。

まず、27年度で76万5,800円、26年度で72万7,600円、25年度で61万6,000円、24年度で46万5,800円、23年度で28万4,800円、22年度で5万5,800円、21年度で7万8,400円、20年度で22万2,040円という、その合計が今321万6,220円という形となっております。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 あえて年度別にお聞きさせていただいたというのは、確かに各課ともそうなのでしょうけれども、鋭意努力されていると思うのですけれども、ちょっと心配だったのが20年までさかのぼってしまうという部分で、対応も含めて苦慮しているのは重々理解できるのですけれども、基本的にこの分のもう8年もたっている中で回収的な部分も含めて、同じような質問ですけれども、どのような通達方法でどのような対応を図りながら対応しているのかも含めてご説明いただければと思います。私の考え方の中では、債権債務の関係の時効という部分が絡んでしまうと請求権の問題もあります。また、次年度以降民法が改正されて、短期の時効も含めて排除されて、だんだん請求が長くなる可能性が非常に高い素案になっていきますので、それらを含めると、そのままといいますか、ある程度の方法をとらないとだんだん、だんだん未済額がふえてきて、事務労働力というか、それ

ばかりがふえるような懸念もされますので、その点の対応策、今までの28年までの対応策についての内容も説明いただければありがたいと思います。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 今ありました20年度の方について、この方は21年度も一応該当している方なのですが、この方は村から転出しております。この方については、何回か住所を移動されている方なのですが、最終的に住所を突きとめまして、伺っております。その中で徴収の約束というのを取りつけておりまして、すぐには無理だということでございますけれども、月に何千円かずつ郵便書留で送らせていただきたいということでのお話ということで、今少しずつであります、回収はされているというところの状況であります。ほかの方についても、連絡とれない方はとりあえずはいませんので、アポイントとりまして、少しでもいただけるというような努力していきたいということで、お願いして徴収をしているというところでございます。ただ、400万の徴収で多いというのもございまして、その辺については本当に苦慮しているところでございます、何とか努力して少なくするというところで、昨年よりは若干減っているという状態でありますけれども、引き続き収納努力を積み重ねていきたいというところでございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 種々説明いただきました。こういうものって苦勞する部分が多くて、なかなか実にならないというか、担当者の苦勞というのは本当にわかるのですけれども、公の公営住宅という部分の使用から見ると、やはり公平公正の原則が前提になれば、公営住宅という部分の条例といいますか、条項から外れるものが出てくるという部分は深く強く意識していただきたいというふうに思いますし、だんだん法律も変わってきて、ただ公営住宅に入居したらもう既得権で居住権だけが主張できるというような部分では、既に法的な契約行為も含めてできるような手法もあります。本人ばかり追及しても、転出した、あるいはどこかに行ったということになると在所不明ということで文書も届かない、連絡もつかないということになると、これは100%近くお手上げになるということでもありますので、今後の公営住宅の契約行為のあり方も含めて十分考慮していただかないと、長期に10年、8年、9年で苦慮しているのは十分わかりますけれども、今後のことを考えると経済的なものも含めるともう少しきちっとした対応を図れるような形での契約行為あるいは入居行為ができるような形でお願いしたいというふうに思っていますので、その点のご配慮をお願いしたいと思います。

○議 長 佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 契約時におきまして今現在行っているのは、連帯保証人に対しまして請求するというような話もさせていただいているところでございますので、それを含めた中での手続もとらせていただきたいというふうに考えております。

○議 長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、次に行かせていただきます。

15ページ、款13国庫支出金から19ページ、款14道支出金までの質疑に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款13国庫支出金について補足説明をさせていただきます。17ページ、18ページをお開きください。項1国庫負担金、予算現額1億688万5,000円、調定額、収入済額、同額の1億732万4,158円となり、前年度比較654万3,205円の増となっております。子どものための教育・保育給付費負担金309万1,350円、障害者介護給付費等負担金294万2,196円の増が主な要因となっております。

目1民生費国庫負担金、収入済額1億724万9,472円は、児童手当負担金、民設民営保育所入所者に係る国負担分である子どものための教育・保育給付費負担金、障害者介護給付費等負担金などの収入でございます。

目2衛生費国庫負担金、収入済額7万4,686円は、児童保健事業費負担金の収入でございます。

項2国庫補助金、予算現額2億7,350万9,000円、調定額2億6,247万6,035円、収入済額2億244万2,035円で、前年度比較6,283万4,035円の増となっております。地方創生加速化交付金1,352万円、社会資本整備総合交付金3,528万2,000円、中山間地域担い手収益力向上支援事業交付金1,900万円の増が主な要因でございます。収入未済額6,003万4,000円は、繰越明許費、社会保障・税番号制度整備事業及び地方創生拠点整備交付金事業の未収入特定財源となっております。

目1総務費国庫補助金、収入済額3,324万2,290円で、社会保障・税番号制度システム整備補助金354万2,000円は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による社会保障・税番号制度の導入に係る地方公共団体の情報システムの整備等に要する経費について補助金の交付を受けているもので、社会保障・税番号制度整備事業の財源としております。地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金525万円は、繰越明許で、マイナンバー制度の施行に当たり個人承認を扱う利用事務系ネットワークをインターネットから完全に分離するなど、総務省が推進する自治体情報システム強靱性向上モデル構築に要する経費について補助金の交付を受けているもので、情報セキュリティ強化対策事業の財源としております。地方創生加速化交付金は、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として創設された交付金で、更別農業高校と地元企業による特産品共同開発に係る経費など、地方版総合戦略事業の財源としております。地方創生推進交付金は、地方版総合戦略に定められた自主的、主体的で先導的な事業を推進するため、地域再生計画に基づく事業の実施に対して交付されるもので、地域創造複合施設の整備など、地方創生推進交付金事業の財源としております。

目2民生費国庫補助金、収入済額1,791万7,000円は、平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するために、低所得者に対して制度的な対応を行うまでの間の暫定的、

臨時的な措置として行われる臨時福祉給付金事業、地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業に対する財政支援である子ども・子育て支援事業交付金などの収入でございます。

目3 衛生費国庫補助金、収入済額9,000円は、女性特有のがん検診推進事業補助金の収入でございます。

目4 土木費国庫補助金は、収入済額1億1,869万1,000円で、節1 住宅費補助金の社会資本整備総合交付金9,406万9,000円は、若葉団地公営住宅建てかえ、曙団地の設計と長寿命化等改修に係る補助金でございます。節2 道路橋りょう費補助金の雪寒機械購入事業補助金988万円は、グレーダ更新に係る補助金でございます。

19ページ、20ページをお開きください。社会資本整備総合交付金1,474万2,000円は、橋梁点検に係る補助金となっております。

目5 教育費国庫補助金、収入済額975万8,000円の節1 小学校費補助金、学校施設環境改善交付金は、繰越明許で、小学校の体育館バスケットゴール耐震強化工事の財源としております。節2 中学校費補助金、学校施設環境改善交付金は、繰越明許費で、小学校同様に中学校の体育館バスケットゴール耐震化工事の財源としております。

目6 農林水産業費国庫補助金、収入済額2,282万4,745円は、農業経営高度化支援事業更別第2地区補助金、中山間地域担い手収益力向上支援事業交付金の収入でございます。農業経営高度化支援事業更別第2地区補助金は道営畑総担い手育成型事業更別第2地区負担金の、中山間担い手収益力向上支援事業交付金は農業振興補助金等の中山間地域担い手収益力向上支援事業交付金の財源としてございます。

項3 委託金、予算現額154万円、調定額、収入済額、同額の169万4,104円となり、前年度比較1,560円の減となっております。

目1 総務費委託金、収入済額14万9,000円は、自衛官募集事務委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金の収入でございます。

目2 民生費委託金、収入済額154万5,104円は、国民年金事務委託金、特別児童扶養手当事務委託金の収入でございます。

款14の道支出金の補足説明を申し上げます。項1 道負担金、予算現額5,862万1,000円、調定額、収入済額、同額の5,866万5,108円となり、前年度比較377万5,804円の増となっております。子どものための教育・保育給付費負担金154万5,675円、障害者介護給付費等負担金144万9,370円の増が主な要因でございます。

目1 民生費道負担金、収入済額5,866万5,108円は、児童手当負担金、子どものための教育・保育給付費負担金の道負担分、障害者介護給付費等負担金などの収入でございます。

21、22ページをお開きください。目2 衛生費道負担金は、収入がありませんでした。

項2 道補助金、予算現額3億298万7,000円、調定額3億792万8,437円、収入済額1億6,467万6,437円、収入未済額1億4,325万2,000円となり、前年度比較478万7,675円の減となっております。経営体育成支援事業補助金600万円、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金

648万円が増となりましたが、森林環境保全整備事業補助金208万8,513円、食料供給基盤強化特別対策事業補助金317万円、中山間管理機構集積協力金交付金1,297万1,000円が減となっております。収入未済額1億4,325万2,000円は、繰越明許費、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の未収入特定財源となっております。

目1 総務費道補助金は、収入済額1,490万5,778円で、森林環境保全整備事業補助金1,414万8,367円は地ごしらえ、植栽、下刈り、間伐などの村有林整備事業に係る補助金でございます。地域づくり総合交付金68万円は、エゾシカ緊急対策、福祉灯油助成、災害備蓄品購入に係る補助金でございます。

目2 民生費道補助金、収入済額1,158万5,266円は、重度心身障害者医療費助成事業補助金、地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業に対する財政支援の道負担分である子ども・子育て支援交付金などの収入でございます。

目3 衛生費道補助金、収入済額211万8,942円は、乳幼児医療費補助金、健康増進事業費補助金などの収入でございます。

目4 農林水産業費道補助金は、収入済額1億3,606万6,451円です。23ページ、24ページをお開きください。環境保全型農業直接支払交付金1,425万7,200円は、農業者等が実施する化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みとあわせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の取り組みに対する補助金でございます。多面的機能支払事業補助金9,937万4,903円は、農地、農業用水等の資源の保全管理や環境の保全の取り組みに対する補助金でございます。経営体育成支援事業補助金600万円は、地域の担い手の育成、確保を推進するため、農業用機械等の導入に対する補助金でございます。被災農業者向け経営体育成支援事業補助金648万円は、台風10号による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産施設、機械の復旧等に要する経費に対して補助金の交付を受けているものでございます。

項3 委託金、予算現額1,422万1,000円、調定額、収入済額、同額1,419万4,856円で、前年度比較8万1,758円の増となっております。前年度に収入のあった国勢調査委託金223万5,170円、道知事、道議会議員選挙委託金179万5,028円が減となっておりますが、駐車公園管理委託金103万6,800円、参議院議員選挙委託金304万1,203円が増となっております。

目1 総務費委託金、収入済額885万3,428円は、道民税徴収委託金、参議院議員選挙委託金の収入でございます。

目2 衛生費委託金、収入済額4万9,200円は、浄化槽設置届出等事務委託金の収入でございます。

25ページ、26ページをお開きください。目3 農林水産業費委託金、収入済額66万7,453円は、道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金、家畜伝染病予防手数料委託金等の収入でございます。

目4 商工費委託金、収入済額450万375円は、商工会法施行事務委託金、駐車公園管理委託金の収入でございます。

目5 土木費委託金、収入済額12万4,400円は、建物調査委託金、建設工事再資源化事務委託金、樋門樋管操作業務委託金の収入でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、25ページ、款15財産収入から29ページ、款18繰越金までの質疑に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款15財産収入について補足説明申し上げます。項1 財産運用収入、予算現額1,374万円、調定額、収入済額、同額の1,378万6,262円となり、前年度比較35万7,561円の減となっております。

目1 財産貸付収入、収入済額614万4,411円は、駐在所、北電送電線敷地、工事現場事務所などの村有地貸付収入、職員の独身寮12戸分等の村有建物貸付収入、教員住宅の貸付収入などでございます。

目2 利子及び配当金、収入済額764万1,851円は、土地開発基金ほか9の基金の預金利子、株主配当金、出資配当金の収入でございます。なお、詳細につきましては、平成28年度基金管理運用状況調をご参照願います。

27ページ、28ページをお開きください。項2 財産売払収入、予算現額1,455万3,000円、調定額、収入済額、同額1,497万1,186円で、前年度比較665万3,917円の減となっております。宅地分譲地売払収入543万3,000円の減が主な要因でございます。

目1 不動産売払収入、収入済額1,302万2,312円は、障害者福祉サービス事業所開設予定地等の村有地売り払い、コムニ団地1区画分の宅地分譲地売り払い、立木売り払いの収入でございます。

目2 物品売払収入、収入済額194万8,874円は、村有林の素材、枯死木、風倒木等の売り払い、不用物品の売り払いによる収入でございます。

款16寄附金の補足説明を申し上げます。項1 寄附金、予算現額2,304万円、調定額、収入済額、同額の2,353万円となり、前年度比較3,653万円の減となっております。前年度において協働のまちづくり基金指定寄附で1件5,000万円の高額の寄附があったことによるものでございます。なお、本年度も村民の方から1件2,000万円の高額の寄附をいただいております。また、本年3月1日からインターネットを利用したふるさと納税の申し込みの受け付けを開始したことから、ふるさと納税が大幅に増加をしております。

目1 総務費寄附金、収入済額150万円は、ふるさと創生事業指定寄附金で2件、3万円の寄附をいただいております。用途の指定は、地域活性化を目的としたふるさと創生に関する事業でございます。また、協働のまちづくり基金指定寄附金で19件、147万円の寄附をいただいております。用途の指定では、防災の推進及び消防体制の充実に係る事業に対し、

2件、2万円、自然環境の保全、緑化に関する事業に対し4件、4万円、教育の振興に関する事業に対し1件2万円、その多目的多数のため、村長が必要と認める事業に対し12件、139万円となっております。

目2教育費寄附金、収入済額31万5,000円は、こども夢基金指定寄附金で13件の寄附をいただいています。用途の指定は、子どもたちの育成に関する事業でございます。

目3民生費寄附金、収入済額2,006万5,000円は、福祉基金指定寄附金で5件の寄附をいただいております。用途の指定は、福祉の推進に関する事業でございます。

目4農林水産業費寄附金、収入済額は105万円です。29ページ、30ページをお開きください。農業振興基金指定寄附金で4件の寄附をいただいています。用途の指定は、農業の振興に関する事業でございます。

目5災害復旧費寄附金、収入済額60万円は、台風10号の被害に係る災害復旧事業に対する指定寄附金でございます。

款17繰入金金の補足説明を申し上げます。項1基金繰入金、予算現額2,427万7,000円、調定額、収入済額、同額の2,398万4,737円で、前年度比較3億5,284万8,408円の減となっております。前年度に国営事業負担金等の財源として3億6,564万5,840円を繰り入れたことが主な要因でございます。

目1財政調整基金繰入金金は、当初予算で財源不足を補うため計上しておりましたが、財源確保ができたことから、全額を減額補正しております。

目2ふるさと創生事業基金繰入金、収入済額77万2,000円は、ふるさと創生基金事業の特産品開発チャレンジ事業、特産品開発研究事業の財源として繰り入れたものでございます。

目3協働のまちづくり基金繰入金、収入済額139万6,090円は、行政区が行う協働活動に対する交付金の財源として繰り入れたものでございます。

目4村有林野基金繰入金、収入済額545万円は、村有林整備事業の財源として繰り入れたものでございます。

目5農業振興基金繰入金、収入済額1,548万7,000円は、村営牧場整備事業などの財源として繰り入れたものでございます。

目6福祉基金繰入金、収入済額27万8,647円は、高齢者在宅福祉サービス事業の財源として繰り入れたものでございます。

目7こども夢基金繰入金、収入済額60万1,000円は、こども夢基金事業助成金及び図書購入の財源として繰り入れたものでございます。

目8公共施設等整備基金繰入金は、当初予算で財源不足を補うため計上しておりましたが、財源確保ができたことから、全額を減額補正しております。

款18繰越金の補足説明を申し上げます。項1繰越金、予算現額1億9,166万1,000円、調定額、収入済額、同額の1億9,166万1,064円で、このうち3,473万6,000円は繰越明許費の一般財源としており、前年度比較で5,053万2,596円の増となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 27、28ページの目1不動産売払収入の備考欄、宅地分譲地売払収入なのですけれども、今回コムニ団地1区画分で、当初予算ではコムニ団地2区画、保育園横2つを予定していたと思うのですけれども、これからどんどん村の人口が減って行って高齢化が進む中で、かなり重要な問題だと思うのですけれども、この辺振り返って見て今後どういった対策をしていかなければいけないのかということと、これをどのように受けとめているのかということをご説明願います。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 宅地分譲地の売払収入ということで、コムニ団地1区画ということになっております。28年度末現在では残り3区画という状況でございます。その後、更別幼稚園横の分譲地ということで分譲してきたところでございますが、それに当たっての考え方としましては、既存市街地の中での分譲ということで、できるだけ村有地の有効活用、市街地の中の有効活用を図っていきいたいといったところから、そのようなことで小さい単位ではありますが、分譲してきたところでございます。そちらの売れ行き、それからコムニ団地の残り分も含めまして、今後その売れ行きも見ながら今後の分譲地について分譲方法等につきまして検討していきたいというふうに考えております。なお、1区画のみの販売ということでありましたが、定住化に当たっての市街地での分譲という部分もありますので、その部分については販売に結びついているというのは評価しているところではあります。一方、今後を考えたときには、まち・ひと・しごと創生総合戦略あるいは第6期の総合計画といったところで移住定住対策というのは重要なところになることとございますので、そういった点考慮しながら分譲地について今後計画してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 市街地の有効活用ということで進めていたようなのですけれども、本当に市街地の有効活用だけで家建ててくれるのか、人はふえてくるのか。これから高齢化社会で行政区なども高齢化が偏ってくる中で、更別村はどこに人を呼び込んで、どこに若者に家を建ててほしいのかということもトータル的に住民の声も聞きながら進めていってほしいと思います。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 今佐藤課長が申しあげましたように、でき得れば村有地の有効活用を図った中で進めていきたいということでございますけれども、今太田議員が申されましたように、ある程度の魅力ある区画数、団地の形成等というものも当然将来展望に向かっては考えていかなければならないということもございますので、新たな土地を購入して宅地分譲すると

いうこともございますけれども、それら総合的に勘案しまして、これから詰めていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議 長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 この際、2時35分まで休憩といたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時35分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

29ページ、款19諸収入から35ページ、款20村債までの質疑に入ります。

説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款19諸収入について補足説明申し上げます。項1 延滞金・加算金及び過料は、収入がありませんでした。

31ページ、32ページをお開きください。項2 預金利子、予算現額10万円、調定額、収入済額、同額の12万5,145円で、前年度比較4万55円の減となっております。歳計現金の預金利子でございます。

項3 貸付金元利収入、予算現額6,620万5,000円、調定額、収入済額、同額の6,620万496円で、前年度比較8,928円の減となっております。内容は、中小企業近代化資金預託金元利収入5,000万496円、ふるさと融資貸付金元金収入1,620万円でございます。

項4 受託事業収入、予算現額109万円、調定額、収入済額、同額の137万3,806円で、前年度比較6万7,334円の増となっております。内容は、介護保険事務委託金1万2,960円、後期高齢者医療広域連合受託事業収入136万846円でございます。

項5 雑入、予算現額2,987万円、調定額、収入済額、同額の2,994万2,240円で、前年度比較2,321万2,206円の減となっております。本年度南十勝消防事務組合清算金608万3,511円、退職手当組合事前納付金精算金368万362円、北海道備荒資金組合納付金還付金500万円が増額となりましたが、前年度に平成25年10月の雪害被害による森林国営保険金3,963万6,675円の収入がありましたので、減額となっております。

目1 滞納処分費、目2 弁償金、目3 違約金及び延納利息は、収入がありませんでした。

目4 納付金は、収入済額114万5,203円で、雇用保険料納付金34万9,649円は準職員、臨時職員の雇用保険料納付金でございます。派遣職員共済等納付金79万5,554円は、十勝中部広域水道企業団に派遣している職員1名分の北海道市町村職員共済組合、北海道市町村職員福祉協会の負担金相当額の収入でございます。

目5 雑入、収入済額2,864万8,721円は、本年度において新たに収入となったものを中心にご説明申し上げます。33ページ、34ページをお開きください。備考欄の12項目め、建物

災害共済金149万6,339円は、落雷による地域情報通信基盤整備施設中継局の故障、上更別小学校火災報知設備修繕等に伴う保険給付でございます。35ページ、36ページをお開きください。備考欄の10項目め、南十勝消防事務組合清算金608万3,511円は、南十勝消防事務組合解散に伴う収支余剰金でございます。11項目め、退職手当組合事前納付金精算金368万362円は、平成25年度から平成27年度の3カ年の事前納付金と追加負担金との精算に伴う還付金35万3,027円と南十勝消防事務組合解散に伴う事前納付金清算還付金332万7,335円となっております。13項目め、災害見舞金16万4,000円は、台風10号による大雨等災害に対して寄せられた見舞金でございます。節3 還付金の北海道備荒資金組合納付金還付金500万円は、台風10号による大雨等災害に伴う農地等災害復旧費助成事業の財源として超過納付金の還付を受けたものでございます。

目6 過年度収入、収入済額14万8,316円は、平成27年度障害者自立支援給付費道費負担金不足額9,061円、平成27年度更別村優良乳用牛確保対策事業の一部中止に伴う返還金3万2,000円などの収入でございます。

款20村債、項1村債、予算現額9億6,311万5,000円、調定額9億6,281万5,000円、収入済額6億1,701万5,000円、収入未済額3億4,580万円となり、前年度比較2億2,111万8,000円の減となっております。過疎対策事業債が3億3,850万円減額となったことが主な要因で、前年度に国営事業で2億4,280万円、交流拠点施設建設補助事業で1億2,620万円の借り入れがありました。

目1 過疎対策事業債、収入済額2億9,740万円は、雪寒機械購入事業ほか21の事業に係る借り入れでございます。収入未済額の2億8,880万円は、繰越明許費の酪農振興対策事業の未収入特定財源となっております。

37ページ、38ページをお開きください。目2 臨時財政対策債、収入済額1億1,621万5,000円は、地方交付税の原資が不足した場合に地方財政法第5条の特例として起債が認められているもので、前年度比較3,211万8,000円の減となっております。

目3 緊急防災・減災事業債、収入済額1億7,980万円は、防災行政無線デジタル化整備事業の財源として借り入れたものでございます。

目4 全国防災事業債、収入済額1,840万円は、小学校の体育館バスケットゴール耐震強化工事、中学校の体育館バスケットゴール耐震化工事の財源として借り入れたものでございます。

目5 一般補助施設整備等事業債、収入済額520万円は、情報セキュリティー強化対策事業の財源として借り入れたものでございます。収入未済額5,700万円は、繰越明許費の地方創生拠点整備交付金事業の未収入特定財源となっております。

なお、目1 過疎対策事業債、目3 緊急防災・減災事業債は元利償還金の70%、目2 臨時財政対策債は元利償還金の100%、目4 全国防災事業債は元利償還金の80%、目5 一般補助施設整備等事業債は元利償還金の50%が普通交付税で措置をされます。

123ページをお開きください。実質収支に関する調書についてご説明いたします。1、歳

入総額47億5,416万3,365円、2、歳出総額45億7,492万3,936円、3、歳入歳出差引額1億7,923万9,429円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)、繰越明許費繰越額2,127万7,000円、3、歳入歳出差引額から4、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた1億5,796万2,429円が実質収支額となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1番、安村さん。

○1番安村議員 今の最後のほうに実質収支に関する調書を報告いただきました。実質的に健全経営という形の中で鋭意努力されている1年だったということで、非常に高く評価できるものだというふうには考えておりますけれども、今までの昨年、きょうの審議の決算の内容から見て、繰越金の部分が悪いという評価はできないのですけれども、ただ毎年毎年同じような状況という部分の実質収支を伴っているということで、内容を見るとまだまだ精査できる範疇があるのではないかなというふうな判断もできるところであります。といいますのは、基本的には補正もあったり、いろんな部分での、どの時期にやるかという部分もありますけれども、つらつら各課の説明をお聞きいたしますと決して期間の中で補正にかけられないような状況ではない部分もあったりしますので、その点の押さえ方というのは、今後交付税も含めて収入財源に限られた中で村政運営をしなければならないという中で大きな課題として残るのではないかと考えておりますので、その点に対する現状の考え方とこれからの対応策について、副村長にその見解についてのご答弁をいただければというふうに思っております。

○議 長 森副村長。

○副 村 長 繰越明許費については事業の繰り越しということでございますけれども、一般会計の決算の中で先ほどからもご質問等ありましたけれども、限りある財源を有効に使うということで、その予算の組み方も精査をしながらやっていかなければならないかなというふうには考えております。実際に歳出のほうでいきますと、不用額等もかなり出ていくことも確かでございます。これについては、事業がかなり大きくなっているものがございますから、その事業ごとに、その科目ごとに当然不用額というものが出てきておりますので、この部分についても見込みを含めてなるべく不用額が出ないような形の中で予算も組んでまいりたいというふうに思います。ただ、これだけの約50億近い一般会計の予算でございますので、全体としてはこの50億近い予算でこれからもやっていくのかも含めてその全体の予算については、これから普通交付税も毎年下がるというようなこともございますので、そういうことも含め、将来を見越した中で基金も含めて全体的な物事を組み立てていければというふうに思います。また、これから来年から6期の総合計画もでございます。この中で普通交付税、それから村税等の収入を見越した中で、今の村のあり方、施設の維持等も含めて、インフラも含めてどのように維持をしていくかということも含めて総合的

に勘案をしながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 ありがとうございます。基本的には、限られた財源で大事な税でございますので、もっともっと有効活用できるような形のものでなければ、確かに全てが計画の段階で副村長なり村長の査定を受けて計画立案というか、最終的な提案をしていると思うのですけれども、こうやってつらつら決算の内容をお聞きするにつけ、何かしら私どもとしては不安というか、疑問が残るのです。きちっとした1年の計画でありますので、どこまで審議して本当に必要なものを必要として認めながらいくかということと、既存の中で前年対比云々ではなくて、新たな事業というのは出していかなければならない部分が必ずあると思うのです。村長が前向きに後ずさりすることなく前に進みたいという、その根底には、限られた財源の中でいかに有効利用していったそれを最大限に村民に還元していくかということであれば、計画ありきの中で基本的にはある程度の努力も含めてこれだけの収支、決算的に1億何千万出ましたという話になるのですけれども、僕はそういう捉え方でなくて、やりたいことがあって、新たな出発点があって、そして重要な大事な財源ですから、村民還元という部分で新たな施策も打ってほしいし、その点で、申しわけないけれども、前年を踏まえた中の考え方、あるいは目的がきちっと確立していないのにあえて計画を立案してしまって、剰余金というか、それで残してしまうというような状況も見られないわけではないので、その点は真摯に受けていただいて、新たな施策という部分で還元していただけるようお願いしたいと思うのですけれども、村長、何かご意見あれば、お伺いしたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 森副村長からも申し上げましたとおり、非常に精査をして予算立てもしっかりしていかなければいけない。また、将来的な見通しも持ってやっていかなければいけない。ただ、インフラの整備とかいろんな部分を含みますと、高木議員さんからもありましたけれども、計画的に、そして財政計画をきちんと組んでいく時期であるというふうに私も思います。ただ、前に進んでいくという話もありましたけれども、私はただ単に口だけで言っているわけではありません。実際に上京して、100%の補助金とか、あるいは交付金、そういったものがあつた場合については積極的に東京のほうに行つて、内閣府あるいは経産省、そういう関係部分について申請をしております。

この間石破元大臣が来て、このようなことをおっしゃっていました。これからは一律に自治体に交付金とかの配分はしませんと、知恵を絞り、そして生き残るために、生き残ると言ったら語弊がありますが、創意工夫、そしてそういうものを組み立てて、いいかげんな計画ではなくてしっかりと村づくりあるいはまちづくりの計画を立てたところに優先的に配分していくのだというふうな話がありました。そこで重要なのは、各町村長の姿勢が、これが大変重要になってくるという話もありました。その中では、リーダー

シップをしっかりと発揮して、どのような目的でどのような施策を組んでいくのかということをしっかり組み立てながら、そして職員の創意工夫、あるいはいろんな住民のニーズを聞きながらやっていくということが大事であるということを書いていました。最後にこんなことも言われました。今元気が出て伸びている自治体は、市町村長が住民と面と向かって対話をしているということでありました。私は村長だよりで反省の弁を書きましたが、私はまだまだ、いろんな部分でお話は聞いていますけれども、そういうニーズを的確に把握しているかということを含めると、庁舎全体、職員、我々含めましてまだまだ不十分などころがあるのではないかというふうに考えております。これから大事な村政を担う本当に重要な地点に差しかかっておりますので、しっかりとその辺を肝に銘じながら、健全財政、そして財政運営をしっかりとやりながら村政の施策に当たっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 ほかありませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 これで一般会計歳入決算を終わります。

次に、一般会計歳入歳出決算について款ごとに質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 歳入でございます。8ページをお願いいたします。冒頭の歳入の説明で私質問するのを忘れたものですから、確認させていただきます。

不納欠損額についてなのですが、これは税ですので、かなり重たい意味の不納欠損というふうに捉えてございます。というのは、この前に幾つかの手が打てるのでないかということも含めまして、その辺のマニュアルといいますか、今現在不納欠損に至るまでの途中の手法というのですか、どんな形でされているか説明をお願いいたします。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 不納欠損までの流れということになりますが、税につきましては、現年課税分につきましてはご存じのとおり、固定だとか軽自だとか、それぞれ100%という形になりました。ほかのところにつきましても、収納率は高い水準で占めているのかなというふうに考えております。不納欠損ということになるのですが、これにつきましては今回につきましては不納欠損のそれぞれの理由がございます。地方税法のほうで3点ほどの大きな理由がございます。滞納処分する一つは、滞納処分する財産がないときということがあります。それと、あともう一つは、執行停止をかけまして、その部分が徴収等が見込まれないというような状況、それと消滅時効ということで地方税の徴収権5年間行使しなければ時効によって処分するというような大きな流れがございます。ただ、私たちが実際に事

務に当たっている流れにつきましては、これをありきで考えて進めていることではありません。収納対策ということで、更別村につきましては村民の皆様のご協力もありまして常に高い収納状況を占めております。ただ、その中でどうしても、滞納者がある程度特定されてきているということもあるのですが、そういう流れの中で未納部分がどうしても出て、それが滞在しているというような現状があります。こちらにつきましては、窓口等で定期的といいますか、計画的にその滞納者のほうと面談を通しながら常にやりとりをしている現状でございます。時期的だとかいろんな部分も含めまして、日中、夜も含めましてそれぞれ面談等を通し、それで収納の状況の納める金額その他も含めましていろいろ、直接面談を通しながら常に収納を進めていっている状況でございます。そうした経緯もありまして、滞納繰り越し分につきましては確かに一回滞納してしまいますとすぐ簡単に消化できる場所ではないのですが、それでも、先ほど来からちょっと重複しますが、そういう流れの中で最終的には執行停止かけて不納欠損というような流れもあります。これは、先ほど言いましたように一つの法律の中で3項目あるのですが、それに該当したときの不納欠損をさせていただいているところでございます。ちょっとわかりづらい説明なるかもしれません。

以上でございます。

○議 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 ざっくりしたお話で、わかったようなわからぬような話になってしまって、もっと簡潔に事務的な流れとして、恐らく払ってくれるだろうという思いの中できているというような感じを受けないわけではないのです。というのは、不納欠損するまでの間にかなり期日があるということですから、まず滞納が始まったときからの事務的なものを簡潔にお知らせください。

○議 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 大変失礼しました。

基本的には、当初賦課から始まります。賦課がされますと当然納期限が発生します。納期限に到達しまして、納期限が過ぎますと、そこから今度催告等が始まります。催告というのは、納期限を過ぎたということを相手方に伝えまして、入っていませんので、納めてくださいということの促しのような形になりますが、そういう形の流れで、まずはこれが最初として進められるところでございます。そこからある程度の期間がたちますと、当然そのままというわけではございません。その後につきましては、一定の期間がたちますと督促状を発付するところでございます。督促状を発付して、督促状の後それらの対応がされますとそこで終わることになるのですが、その後も未納ということになれば、今度は直接面談や電話連絡、その他の方法等を取りまして、住民の対象者の方と会って直接やりとりするようなこととなります。最初は電話とかということもありますが、最終的には臨戸、直接訪問したり、役場のほうに来てもらうとか、いろんなそういう方法を使いまして直接面談でやりとりをしているというようなところになってございます。そういう工程の中で

順次進めさせていただいているところでございます。

その中で、どうしてもこういう現状が最終的には滞繰と申しますか、起こってくるのですが、その中で納税が金額的に状態によって丸々全額払えないということになれば、今度そこで分割納付なり、それなりの相談という形になっていきます。その中で分割となりますと、今度計画的なやりとりをしていかないといけないということになりますので、分割の中でいついつに幾ら払っていけるかということでのいろんな相談対応になっていくこととなります。そういうことの流れを踏みながら税の徴収等に対応していただいているところでございます。その中で支払われることがないと、もしくは話も聞かないで、なかなか納めてくれることもないということになっていきますと、ある程度の強制権のあるやりとりをしていくような格好になっていこうかと思っております。それが最終的には普通であれば差し押さえだとかいろんな手段になっていくのかと思っておりますが、今のところ村のほうではその前段の段階までの中で対応をしているのが現実でございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 今の課長の説明でいきますと、ルールに基づいて行われているというふうに私も理解しますし、そのとおりでなというふうに思います。そこで、財産差し押さえ、そんなことも説明ありましたけれども、現時点でその前に身元調査や財産調査というのですか、押さえる前、ここまでやるか、やらないかという判断も当然ありますけれども、財産調査までかかっているような滞納者というのは何名いられますか。

○議長 長 宮永住民生活課長。

○住民生活課長 今すぐにそちらのほうの話はできないのですが、ただ財産調査につきましては、更別で行っているのは主に大きなものが預金調査でございます。預金調査につきましては、随時滞納が起きたときに、銀行というのはたくさんありますので、主要銀行につきまして預金等の調査をかけます。そちらのほうをかけました結果、もしそこで財産、預金等が見つければ、そこで差し押さえというようなことも現実的に今年度もやっております。そうした対応の流れの中で進めてきているというような現状でございます。

件数、お時間いただいておりますか。

○議長 長 暫時休憩とします。

午後 3時07分 休憩

午後 3時09分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮永住民生活課長。

○住民生活課長 大変申しわけございません。

まず、件数でございますが、28年度で37件ということになってございます。あと、先ほ

ど催告ということでお話ししたのですが、督促状を出すということで、大変失礼いたしました。あと、もう一つ、いろいろ先ほどありましたが、先ほどのいろんな押さえをやっていっているのですが、給料等の押さえだとか、そういうあらゆる部分も対応しているということを申し述べたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 監査委員からの意見書の中でちょっと気になることがあったものですから、これはここでもよろしいでしょうか。

最後のページになりますけれども、事務処理の中で不適切と思われる箇所が一部見受けられたと、こういう文言で整理されてございます。これは私すごく気になって、議員になってからずっとここが同じように変わっていません。改めて確認したいと思いますが、この不適切と思われる箇所が毎年同じ字句なのか、もう一つは、もし違うとすればことしの意見書にある不適切と思われる事務処理はどのように対処されたかということをお知らせして説明お願いいたします。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 今年度の決算審査の意見書の事務上の不備というのは、公文書の受付印の漏れたものがあったということと、あと財産台帳の記載に不備があったということで、これが平成27年度の決算審査と全く同じではなかったとは思いますが、今27年度の意見書がないので、ちょっとわかりませんが、今年度の意見書の事務上の不備というのはそういうことでございました。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 監査委員の報告の中でこういう指摘があつて、当然事務方としてはこれについて対応ということで、常時整備されているというか、直されているかということについては、対処しているということでもよろしいですね。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 審査意見書の提出があつた後の課長会議でも職員には周知をしておりますし、監査委員からの意見書の提出の際もこれまでの指摘事項は改善されているというお言葉をいただいております。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑ございませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、国民健康保険特別会計の質疑を行います。

136ページ、事業勘定の歳出についての補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成28年度国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出決算の

補足説明をいたします。

初めに、別冊の平成28年度各会計決算資料23ページに国民健康保険特別会計歳入歳出決算構成表を、24ページから25ページにかけて国民健康保険事業の状況を添付しているの、後ほどご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出より補足説明をいたします。136、137ページをお開きください。款1総務費は、予算現額457万3,000円、支出済額439万502円、不用額18万2,498円の決算となっております。この会計における経常的な一般事務経費、国民健康保険税の賦課徴収経費及び国民健康保険運営等の経費でございます。

項1総務管理費、目1一般管理費、予算現額368万2,000円、支出済額353万6,284円、不用額14万5,716円の決算です。昨年度と比較して95万2,001円が増額しております。その理由として、備考欄(2)、国民健康保険制度関係準備事業の新設によるもので、これが153万2,000円の増額でございます。この事業は、国民健康保険の都道府県の単位化に伴う標準システムの導入に係る経費で、歳入の国庫補助金において全額充当されています。また、備考欄(1)、総務一般事務経費において、節13委託料で国保事務処理システム保守管理委託料が37万8,000円減額、国民健康保険証の更新がない年でしたので、節12の役務費で郵便料が22万7,000円の減額となっております。

款2保険給付費、予算額3億707万9,951円、支出済額2億9,342万5,255円、不用額1,365万4,696円の決算となっており、平成27年度決算額より1,547万7,704円の増額となっております。

項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、予算額2億5,826万8,000円、支出済額は2億5,064万9,589円、不用額は761万8,411円です。昨年度より209万9,000円給付費が増加しておりますが、入院件数が234件から241件と微増しています。そのほか、1件当たりの費用額が44万1,000円から46万3,774円に増加したことが要因となっております。

目2退職被保険者等療養給付費は、予算額685万9,128円、支出済額が530万199円、不用額が155万8,929円です。12月の支払い期に多額の請求が来たため、予算額に不足を来し、12月に予備費より49万3,128円の充当を行い、さらに12月議会に442万1,000円の補正予算を追加提案させていただいたところですが、その後想定より医療費が減少したため、不用額が発生しました。また、昨年度より270万3,331円給付費が増加しておりますが、入院件数がゼロ件から5件に増加したことによるものでございます。

続きまして、138、139ページをお開きください。目3一般被保険者療養費は、予算額286万1,000円、支出済額222万9,858円、不用額63万1,142円の決算です。昨年度と比較して8万7,106円増額しております。

目4退職被保険者等療養費は、予算額3万円、支出済額1万5,834円で、不用額1万4,166円となっております。

目5審査支払手数料は、予算額90万1,000円、支出済額は86万7,084円、不用額3万3,916円の決算となっております。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費は、予算額2,829万402円、支出済額2,653万4,003円、不用額175万6,399円の決算です。昨年度と比較し、696万1,409円増加しております。入院1件当たりの費用額が増加したことが主な要因でございます。また、この目は、2月支払い時に予算額が不足したため59万1,402円を予備費より充当し、その後3月に299万6,000円補正しておりますが、3月請求分、これは1月診療分になりますが、請求額がそれまでの平均より、平均が230万でしたけれども、124万と大幅に減少したため、不用額が発生しております。

目2 退職被保険者等高額療養費は、予算額255万6,421円、支出済額108万8,988円、不用額146万7,433円の決算です。前年度と比較して108万8,988円の増加で、これも入院件数がゼロ件から5件に増加したことによるものです。また、6月請求分時点で当初予算を上回る請求があったため、9月まで予備費を32万2,421円充当し、支払いを行いました。9月議会、12月議会で総計199万3,000円を補正いただきましたが、1月請求分以降大きな手術もなく、少額な支出となったため、不用額が多量に発生しております。

目3 一般被保険者高額介護合算療養費、目4 退職被保険者等高額介護合算療養費は、ともに支出がありませんでしたので、全額不用額となっております。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は、予算額711万1,000円、支出済額が668万6,340円となり、不用額42万660円の決算となっております。16件分を支出しております。

続きまして、140、141ページをお開きください。款3 後期高齢者支援金等は、予算額6,905万4,000円、支出済額6,005万2,961円、不用額1,039円の決算となっております。前年度と比較して254万230円減少しております。平成20年度にスタートいたしました後期高齢者医療制度を支えるために支出している科目でございます。各保険者から財政支援を行っているのですが、国保では国保税として徴収したものに国庫負担金、支払基金からの退職者分の交付金合わせて社会保険診療報酬支払基金へ支援金として納付し、社会保険診療報酬支払基金は後期高齢者医療広域連合のほうに実績に応じて交付金として交付していく仕組みとなっております。

続きまして、款4 前期高齢者納付金等は、予算額307万8,000円、支出済額283万2,926円、不用額24万5,074円の決算となっております。65歳から75歳未満の前期高齢者の医療費に係る各保険者間の負担の均衡の調整のための納付金となっております。

款5 老人保健拠出金、予算現額5,000円、支出済額2,206円、不用額2,795円の決算となっております。

目1 医療費拠出金の支出の実績はありません。この目は平成28年度までで、その債権は平成29年度より後期高齢者医療広域連合事業会計に受け継がれる予定となっております。

款6 介護納付金、予算現額3,122万7,000円、支出済額3,122万6,012円、不用額988円の決算です。昨年度と比較し、128万7,727円減少しております。2号被保険者の減少によるものでございます。介護納付金については、40歳から65歳までの方に対して賦課されている国民健康保険税のうち、介護保険分を介護保険の財源として各保険者が社会保険診療報酬

支払基金に納付しているものでございます。

款7共同事業拠出金、予算現額1億6,105万9,000円、支出済額1億6,105万4,758円、不用額4,242円の決算です。高額療養費に係る共同事業拠出金であり、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金は、予算額1,782万1,000円、支出済額1,782万228円、不用額772円の決算で、この事業は1件当たり80万円を超える高額な医療費に関する互助事業となっております。

続きまして、142、143ページをお開きください。目2保険財政共同安定化事業拠出金、予算額は1億4,323万5,000円、支出済額は1億4,323万4,404円、不用額は596円の決算となっております。1円を超え、80万円までの医療費に関する互助事業となっております。

款8保健事業費は、予算現額387万4,000円、支出済額363万4,054円、不用額は23万9,946円の決算です。特定健診、特定保健指導及び保健衛生普及事業、疾病予防事業に係る経費として支出しております。なお、各会計決算資料の25ページに特定健診、特定保健指導の状況について記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

項1特定健康診査事業費は、予算額319万2,000円、支出済額303万4,914円、不用額が15万7,086円の決算で、目1特定健康診査等事業費も同額でございます。

項2保健事業費は、予算額68万2,000円、支出済額59万9,140円、不用額8万2,860円の決算となっております。

目1保健衛生普及費は、予算現額46万8,000円、支出済額39万5,440円、不用額7万2,560円の決算です。前年度と比較し、7万856円の増額で、28年度よりジェネリック医薬品の差額通知を実施し、そのパンフレット代として節11需用費で1万8,490円、節12役務費の郵便料で5万9,000円増加したことが主な要因となっております。

目2疾病予防費は、予算現額21万4,000円、支出済額20万3,700円、不用額1万300円の決算です。疾病予防事業として、前期高齢者のインフルエンザワクチンと肺炎球菌のワクチンの接種代となっております。

款9基金積立金、項1基金積立金、144、145ページをお開きください。目1基金積立金は、予算額3,233万7,049円、支出済額同額で、不用額はありません。より多く積み立てを行うため、予備費より640万49円を充当しております。前年度比較3,232万1,821円の増額でございます。これは、平成30年度からの国保の北海道への単位化を踏まえ、平成28年度決算の繰越金が多額になると平成30年度以降の納付金を上げる方向に働くため、国保税の収入余剰金と医療給付費の余剰金を積み立てたものでございます。

款10諸支出金は、予算現額3,271万9,000円、支出済額3,231万100円、不用額40万8,900円の決算でございます。

項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金、予算額50万円、支出済額13万6,700円、不用額が36万3,300円となっております。

目2退職被保険者等保険税還付金は、予算執行がありませんでした。

目3一般被保険者還付加算金、予算現額1万円、支出済額5,100円、不用額は4,900円の

決算です。

目4退職被保険者等還付加算金は、予算執行がありませんでした。

項2繰出金、目1直営診療施設勘定繰出金は、予算現額3,202万2,000円、支出済額が同額となっております。昨年度と比較して99万4,000円増加しておりますが、これは平成27年3月末日に調整交付金の交付額の算定に関する省令が改正され、今までの国保の被保険者数に基づく算定から施設を中心とした半径4キロ以内の区域内人口及び年間入院日数に基づくものに改正され、増加したもので、増加の要因としては区域内人口、入院日数とも増加していることによるものでございます。

項3過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金、予算額13万2,000円、支出済額は同額でございます。平成27年度の特定健診、特定保健指導に伴う国庫負担金、道費負担金の精算還付金でございます。

款11予備費は、この会計の緊急避難の部分として当初780万7,000円を計上しておりましたが、退職被保険者等の療養給付費、一般被保険者及び退職被保険者の高額療養費に不足が生じたため、140万6,951円を充当、さらに款9基金積立金に640万49円を充当しております。

以上で歳出の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 この際、午後3時40分まで休憩いたします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時40分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、128ページ、事業勘定の歳入についての補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、続いて歳入についてご説明申し上げます。

128、129ページをお開きください。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、予算現額1億8,085万8,000円、調定額1億8,892万3,500円、収入済額1億8,319万4,998円、不納欠損額75万9,400円、収入未済額496万9,102円となっております。

目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年課税分は、調定額1億8,273万3,811円、収入済額1億8,210万9,511円、収入未済額は62万4,300円で、収納率は99.66%となっております。節2滞納繰り越し分は、調定額459万1,902円、収入済額50万9,886円、不納欠損となったものは2件、38万2,858円、収入未済額が19件で369万9,158円、収納率は11.1%となっております。不納欠損となった1件は自己破産、1件は外国人で本州に転出し、国内での

資産が発見できなかったものでありまして、国民健康保険法第79条の2に基づき不納欠損処理を行ったものでございます。

目2退職被保険者等国民健康保険税、節1現年課税分は、調定額56万3,589円、収入済額は同額で、収納率は100%となっております。節2滞納繰り越し分は、調定額103万4,198円、収入済額1万2,012円、不納欠損となったものは1件、37万6,542円で、収入未済額1件、664万5,644円、収納率が1.8%となっております。不納欠損となった1件は自己破産であり、国民健康保険法第79条の2に基づき不納欠損処理を行ったものでございます。なお、滞納者に対しては催告、納税指導を行い、その収納に努めているところでございます。

款2国庫支出金、予算額1億6,348万6,000円、調定額、収入済額、同額の1億6,604万4,024円となっております。

なお、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は、調定額、収入済額は同額の1億2,629万3,937円の決算となっており、医療費が国の推計より低くなったため、現年度分の決定額が1億1,818万2,979円となり、264万7,089円を平成29年度において返還予定でございます。

目2高額医療費共同事業負担金は、調定額、収入済額、同額の445万5,057円の決算となっております。

目3特定健康診査等負担金は、調定額、収入済額は同額の87万8,000円の決算となっておりますが、実績精算により1万8,000円不足となっていることから、29年度において追加交付される予定です。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金の調定額、収入済額、同額の3,288万5,000円、前年度と比較して95万円増額しております。

130ページ、131ページをお開きください。目2国民健康保険制度関係準備事業補助金は、調定額、収入済額、同額の153万2,000円の決算となっております。国民健康保険の保険者が都道府県単位化となるためのシステム改修の補助金でございます。

款3療養給付費等交付金は、調定額、収入済額、同額の803万5,458円となっております。この交付金は、社会保険診療報酬支払基金から退職者医療に係る医療給付に対して交付されるものです。なお、給付実績の精算により15万2,000円が超過交付されております。平成29年において返還予定となっております。

款4道支出金、調定額、収入済額、同額の4,257万4,057円となっております。

項1道負担金、目1高額医療費共同事業負担金は、調定額、収入済額、同額の445万5,057円で、前年度比42万4,626円の増となっております。

目2特定健康診査等負担金は、調定額、収入済額、同額の87万8,000円の決算となっております。実績精算により1万8,000円の不足となっていることから、29年度に追加交付される予定でございます。

目2道補助金、調定額、収入済額、同額の3,724万1,000円で、前年度比398万2,000円の増となっております。これは、備考欄、普通調整交付金において療養給付費、高額療養費支給額、後期高齢者医療支援金が増加したことにより、昨年度に比較して801万6,000円が増

加しました。備考欄の特別調整交付金において、昨年度と比較して403万4,000円減少しましたが、保険財政共同安定化事業分の交付がないことによるものでございます。

款5共同事業交付金は、調定額、収入済額、同額の1億8,220万2,039円となっております。前年度決算と比較して3,714万9,188円増加しております。市町村が拠出金を出し合い、高額な医療費が発生した場合に国保連合会から交付されるものであります。

目1高額医療費共同事業交付金は、80万円以上の高額医療費に対し交付されるもので、昨年度と比較して1,806万9,592円増額しております。

目2保険財政共同安定化事業交付金は、1円以上80万円未満の医療費に対し交付されるもので、交付対象は1万8,631件から1万9,134件に増加したことにより、1,907万9,596円、昨年度より増加しております。

款6財産収入は、調定額、収入済額、同額の552円で、財政調整基金積立金の預金利子を収入しております。

132、133ページをお開きください。款7繰入金は、調定額、収入済額、同額の2,170万3,390円となっております。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、調定額、収入済額、同額の2,170万3,390円です。平成30年度から国民健康保険の保険者が都道府県単位になることに伴い、国保税の算定の比較となる年度が平成28年度とされており、法定外の繰入金、財源補填分、福祉医療無料化波及分、特定健診事業分を指しますが、国保税の不足に当たると判断され、道で納付金を算定する際上昇要因となるため、繰り入れを取りやめていることから、前年度と比較して2,395万9,316円の減少となっております。

項2基金繰入金につきましては、医療費の実績増により交付税の増加、款5共同事業交付金等の収入増により繰り入れを取りやめております。

款8繰越金は、調定額、収入済額、同額の2,723万3,340円で、前年度からの繰越金となっております。

款9諸収入につきましては、予算額44万1,000円、調定額、収入済額、同額の43万2,000円の決算となっております。

134、135ページをお開きください。項2雑入、目1雑入は、前年度と比較して362万4,579円減少しておりますが、労災適用による医療費の返納金や第三者行為、交通事故等になりますが、求償行為による医療費の返納がなくなったことによるものでございます。

以上で歳入の補足説明を終わります。

次に、146ページをお開きください。146ページ、実質収支に関する調書をごらんください。歳入総額6億3,141万9,858円、歳出総額6億3,026万5,823円、歳入歳出差引額115万4,035円、実質収支額、同額であります。

以上で国民健康保険特別会計事業勘定の決算の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

4番、織田さん。

○4番織田議員 収入未済額と、それとこれは普通の税金と違って健康保険証というのがかかわってくると思うのです。普通は保険税払わなければ、健康保険証は交付されないという形だと思うのですが、その辺は村としてはどのような対応しているか教えてください。

○議長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 国民健康保険の保険税の納付が行われない場合、短期証の交付ということで、3カ月という期間を切って短期証を交付し、納付を促すという方法をとっております。これは、事務方で勝手にやるのではなくて、審査会を開いて、その状況を個別に判断し、例えば納税誓約を書きただけなのであれば、通常の保険証を交付しますが、何度も面談等を行い、そういうものをいただけない方にはそういうふうに短期証というものを発行して対応しております。

以上です。

○議長 4番、織田さん。

○4番織田議員 今までに保険証が交付されなかったという方はおられるのでしょうか。

○議長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 一番悪質な場合には、資格証という形で、一回全額10割を払って、それを持ってきてもらうと7割国保の窓口で払うという形があるのですが、国民健康保険証を出さないで資格証を出したという例は今までございません。全て3カ月の保険証を短期証という形で出しております。

以上です。

○議長 4番、織田さん。

○4番織田議員 私の受けとめ方は非常に温情的だと聞こえるのですが、このような制度は更別村独特なのか、それとも全道どこの市町村でも行っているのかお伺いしたいと思います。

○議長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 この制度は、国民健康保険法に基づくものでありまして、全国どこの市町村でもやっております。

以上です。

○議長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 以上で国民健康保険特別会計事業勘定の質疑を終了いたします。

次に、149ページから、国民健康保険特別会計診療施設勘定について歳入歳出一括して審議に入ります。

補足の説明を求めます。

酒井診療所事務長。

○診療所事務長 それでは、診療施設勘定の決算について補足説明をさせていただきます。

決算書149、150ページをお開きください。歳入からご説明いたします。款1 診療収入、予算現額1億6,367万8,000円に対しまして、収入済額1億6,903万1,505円で、535万3,505円の増となっております。歳入の前年度比較は、項1 入院収入で372万8,319円の増、項2 外来収入で246万3,012円の増でございます。

診療収入は、患者数と患者が抱える疾患の種類によって大きく増減します。入院につきましては、昨年度の年間延べ人数は2,520人、前年度比較は108人の増となっております。長期入院患者数に大きな増減はありませんが、総体の入院件数が17件増加しております。帯広市などの病院に入院された方が退院して自宅や施設へ戻られる前に、戻った先での生活の不安や負担を軽減することを目的とした一時的な入院等が増加したことが要因の一つと考えております。

外来収入につきましては、収入済額1億1,781万5,680円で、前年度比較246万3,012円の増です。患者の年間延べ人数は1万7,916人で、前年度比較99人の増となっております。特に在宅での訪問診療の患者数が年間延べ人数で106人から152人に増加したことが主な要因と考えています。

151、152ページをお開きください。項3 その他の診療収入、予算現額1,650万8,000円に対しまして、収入済額1,673万1,750円で、22万3,750円の増で、前年度比較では302万7,305円の増となっております。主な要因は、目1 諸検査等収入の各種予防接種診断料が前年度比較286万1,018円増となっております。予防接種には予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた定期接種とそれ以外の任意接種がございます。平成28年度から日本脳炎、B型肝炎ワクチンが定期接種となりました。また、おたふくや胃腸炎の予防接種が村から補助が出るようになり、接種者数が28%、593件増加したことによるものでございます。

款2 使用料及び手数料は、予算現額163万円に対して、収入済額186万3,966円で、23万3,966円の増です。入院患者電気器具の使用料、訪問診療患者の自動車使用料、医療事務取扱手数料、各種診断書料などがございます。

款3 財産収入は、予算現額48万7,000円に対しまして、収入済額48万7,680円で、医師住宅2戸分の収入です。

款4 道支出金は、予算現額37万8,000円に対しまして、収入額は同額です。訪問診療用の超音波診断装置を購入しまして、北海道から購入費の2分の1補助を受けています。

153ページ、154ページをお開きください。款5 繰入金は、予算現額1億3,951万7,000円に対しまして、収入済額1億3,139万4,537円で、812万2,463円の減となっております。前年度比較では2,902万9,207円の減となっております。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、収入済額9,937万2,537円です。公債費分が6,526万1,537円で、前年度比較1,900万8,207円の減でございます。平成15年度建築の医師住宅、診療施設主体工事のうち、平成15年度支払い分の公債費の償還が完了したことによ

るものです。

項2事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金については、収入済額3,202万2,000円です。診療施設の運営費について国から調整交付金が国保会計に交付され、国保事業勘定から診療施設勘定に繰り入れるものです。

款6繰越金は、前年度繰越金でございます。

款7諸収入は、予算現額98万円に対しまして、収入済額105万5,906円で、7万5,906円の増です。医療保険の対象とならない自費衛生材料等収入などが主な内容です。なお、節2未収繰越分140円につきましては、自費衛生材料等収入の一部ですが、平成28年5月に納入され、完済となっています。

款8村債は、予算現額2,000万円で、収入済額は同額でございます。医療業務委託事業において借り入れしています。

以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。決算書の155ページ、156ページをお開きください。款1総務費は、予算現額2億3,300万5,000円に対しまして、支出済額2億3,193万1,451円で、不用額107万3,549円でございます。不用額の主なものは、節7賃金の不用額31万5,708円で、備考欄(4)、総務一般事務経費の賃金において27万7,157円の執行残が生じています。看護補助員1名が年度途中3カ月半欠勤された後に退職されまして、12月末に1名採用しましたが、その方も間もなくおやめになられたことにより生じたものでございます。次に、節11需用費の不用額50万7,472円で、備考欄(1)、診療施設維持管理経費の燃料費において14万1,760円、修繕費において23万6,052円の執行残によるものです。

それでは、備考欄の事業別に要点のみ説明させていただきます。目1一般管理費、備考欄(1)、診療施設維持管理経費は、支出額1,351万689円で、施設管理に係る消耗品、燃料費、光熱水費、修繕費、保険料、保守点検料、委託料等の経費でございます。備品購入費において当直者の安全を考慮して夜間救急玄関テレビドアホンを購入しております。(2)、村有建物維持管理経費は、医師住宅2戸分の維持管理経費です。支出額は135万6,450円で、医師住宅2棟の暖房給湯ボイラーが故障し、取りかえたことにより前年度比較125万3,993円の増となっています。(3)、総務管理経費は、支出額9,181万5,774円で、職員11名分の人件費です。(4)、総務一般事務経費は、支出額1億1,414万9,593円です。こちらは、看護補助員、医療事務職員の賃金、事務消耗品、保険料、クリーニング料、医療業務委託料、電子カルテシステムの使用料、各負担金などでございます。157ページ、158ページをお開きください。(5)、準職員賃金等は、支出額1,098万6,385円、医療事務職員2名の賃金及び共済費等でございます。

目2車両管理費は、支出額11万2,560円で、公用車の維持管理経費でございます。

次に、款2医業費は、予算現額2,840万2,000円に対しまして、支出済額2,701万8,760円で、不用額は138万3,240円となっています。

項1医業費、目1医療用消耗器材費は、支出済額533万1,942円で、これは医療全般に係

る各種器具、衛生材料や薬品処方時に使用する薬の袋などの消耗品、入院患者用酸素等に係る経費です。

目2 医薬品衛生材料費は、支出額822万3,269円で、休日、時間外患者と入院患者用の薬品、外来処置用の注射薬及び予防接種ワクチンなどの経費となっています。執行残が91万5,731円でございます。

目3 医療管理費は、支出済額876万5,650円です。備考欄(1)、医療管理事業経費は、支出額664万3,342円です。医療用備品の修繕と保守点検委託料、検査委託料が主な支出でございます。(2)、医療機器借り上げ経費は、支出額212万2,308円です。睡眠時無呼吸症候群の治療器と在宅酸素供給装置の借り上げ経費でございます。

目4 寝具費は、支出額54万8,705円です。入院患者の寝具等の借り上げ料です。

目5 医療用機械器具費につきましては、支出額104万4,792円です。平成28年度は携帯用超音波診断装置75万6,000円、輸液ポンプ12万9,600円のほか、デジタル体重計、入院患者用離床マットセンサー、耳鏡、デジタル血圧計を購入しています。

項2 給食費は、支出額310万4,402円で、不用額は25万598円です。入院患者の給食に係る経費でございます。159、160ページをお開きください。給食業務委託料の執行残が22万278円となっています。

款3 公債費、項1 公債費は、予算現額6,526万3,000円に対しまして、支出済額6,526万1,537円となっています。診療所移転改築に伴う起債償還分で、施設建設分、医療用備品の購入、医療業務委託料に係る償還元金及び利子であり、診療施設のうち平成15年度建築支払い分の償還が平成27年度で終了したことにより、前年度比較1,900万8,207円の減となっています。

款4 予備費の執行はありませんので、そのまま不用額となっています。

以上で歳出の補足説明を終わらせていただきます。

161ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億2,431万2,581円、歳出総額3億2,421万1,748円、歳入歳出差引額10万833円、実質収支額10万833円とするものでございます。

以上で診療施設勘定の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

7番、本多さん。

○7番本多議員 歳出の部分でちょっと気になった部分があったのですが、看護師が短期で2名ほど退職されたということなのですが、どういった理由なのか、また職場の環境なのか、その辺と、やめられた方の後釜はちゃんとしたのか、その辺を教えてください。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 おやめになられたのは、臨時の看護補助員さんでございます。体調の不

良ということで3カ月半欠勤されて、復帰を目指したのですが、その後思うように戻らずに退職されて、その後欠員を募集しまして、1名採用できたところですが、その方も職場に合わないということでおやめになられてございます。ことしの4月からは、新たに来ていただける方がいらっしやいまして定数を満たしているところでございます。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 149ページ、150ページの中で入院収入の関係の確認だけさせていただきます。

今の国保診療所の病棟といいますか、入院すべき収容人員、多分8ベッドか9ベッドあると思うのですが、今の説明の中で前年対比で370万、一時入院も含めてふえているという形なのですが、今の病床の中の28年度の実績で構いませんので、延べ人数でなくて常時何名入院されているかという部分。私が言いたいのは、空き入院ベッドがあるはずなので、それらの対応の仕方の部分の捉え方というのちょっと加えて説明していただければありがたいのですが。

○議長 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 診療所につきましては、以前は療養病床が17床でございました。平成20年度に小規模特別養護老人ホーム、コムの里でございまして、開設されて、診療所の病床は平成20年10月1日から一般病床19床に転換してございます。コムの里は、日常的に介護が必要な高齢者の方が入居してございます。医師の配置はありませんが、看護師が配置されておりまして、診療所の医師が回診することによりまして療養病床と近い役割を果たせるため、診療所は一般病床に転換した経緯がございまして。一般病床の場合は、患者の容体はさまざまございまして、夜間環境の変化などから不穏な動きをされる患者がいたり、終末期の患者さんが痛みを頻繁に訴える場合もございまして、対応に要する労力は入院患者数に比例していないところでございます。平均の病床の稼働数なのですが、平成28年度で平均の1日当たりの入院件数が6.9人となっているところでございます。

以上です。

○議長 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 入院病床数のあり方について今事務長の説明あったのですが、それはそれとして、今更別の国保診療所で受け入れ可能な入院患者のベッド数がまず何ぼあるのかという部分です。多分過不足が出て、平均1日当たり6.9人という話をされたのですが、それは延べ人数の関係で、今現状として例えば9床あって、4人だったら4人入っていると仮にしたならば、その余剰分の対応についての考え方も含めてどうなのかということをちょっと確認したかったのです。

○議長 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 大変失礼いたしました。

一般病床は19床ございまして、うち2床が救急病床となっております。ですので、あいているベッドについては入院の必要がある患者さんにつきましては入院していただくことが可能でございますけれども、患者さんの状態によりまして夜間不穏な動きをされました

り、夜痛みにより頻繁に看護が必要な方のバランスといたしますか、そういったもので看護師と看護補助員で看護できる人数を調整しまして、入院ということも場合によってはございますけれども、病床数は19床ということでございます。

以上でございます。

○議 長 1番、安村さん。

○1番安村議員 19床の入院ベッドがあるという話をされたのですけれども、空きベッドがあって、その対応の部分をどうするかということで質問していたのですけれども、基本的には介護員だとか看護師だとか24時間体制の対応ができないから、現状の中でいくという判断ということによろしいのですか。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 今夜間は、医者1名、看護師1名、看護補助員1名で看護して対応しているところでございます。特に入院患者さんの定数といたしますか、は定めておりません。その状況によりまして入院していただくようになっております。

以上です。

○議 長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で国民健康保険特別会計診療施設勘定の質疑を終了いたします。

次に、164ページから、後期高齢者医療事業特別会計について歳入歳出一括して審議に入ります。

補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成28年度後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算の補足説明をいたします。

説明の前に、後期高齢者医療事業につきましては都道府県ごとに設置される広域連合により担うこととされており、市町村の役割につきましては保険料の徴収、各種申請や届け出の受け付け、被保険者証の引き渡しなど被保険者に身近な窓口業務を行っております。別冊の平成28年度各会計決算資料27ページに後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表及び後期高齢者保険料の収入状況を添付してありますので、後ほどご参照願います。

それでは、歳出からご説明いたします。168ページ、169ページをお開きください。款1総務費は、予算現額46万4,000円、支出済額は45万7,488円、不用額6,512円の決算となっております。この会計における経常的な一般事務経費及び賦課徴収に係る経費等の支出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額5,277万4,000円、支出済額5,267万6,429円、不用額9万7,571円の決算となっております。内訳につきましては、療養給付に係る負担金と事務費の負担金ということになっております。

款3諸支出金、款4予備費については、予算の執行がありませんでしたので、全額不用

額となりました。

以上で歳出の補足説明を終わります。

続きまして、歳入の補足説明をいたします。164ページ、165ページをお開きください。款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、予算現額4,170万円、調定額4,198万40円、収入済額4,170万8,500円、不納欠損額6万8,800円、収入未済額20万2,740円の決算となっております。

目1 特別徴収保険料、節1 現年度分は、調定額、収入済額とも同額の1,249万6,200円で、徴収率は100%となっております。

目2 普通徴収保険料、節1 現年度分は、調定額、収入済額とも同額の2,921万300円で、徴収率は100%となっております。節2 滞納繰り越し分、調定額27万3,540円、収入済額2,000円、不納欠損額1世帯2名分で6万8,000円、収入未済額が20万2,740円となっております。なお、滞納者に対しては催告、納税指導を行い、その収納に努めているところでございます。

款2 繰入金は、予算現額1,234万6,000円、調定額、収入済額とも同額の1,134万4,367円の決算となっております。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金の備考欄、保険基盤安定繰入金943万7,329円は、保険料の軽減に対する補填分でございます。一般会計で道より4分の3の負担707万7,996円があり、残り4分の1を村が上乗せしたものを繰り入れしているということでございます。節2 その他一般会計繰入金の備考欄、事務費対象分190万7,038円は、広域連合への事務費負担分145万円と村運営の一般事務経費を繰り入れしているところでございます。

款3 繰越金、予算現額18万9,000円ということで、調定額、収入済額とも同額の決算です。

款4 諸収入、予算現額2,000円ですが、調定額、収入済額ともありませんでした。

以上で歳入の補足説明を終わります。

次に、168ページ、実質収支に関する調書をごらんください。歳入総額5,324万1,867円、歳出総額5,313万3,917円、歳入歳出差引額10万7,950円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5、実質収支額は同額の10万7,950円となります。

以上で後期高齢者医療事業特別会計決算の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。よろしいですね。

(なしの声あり)

○議 長 以上で後期高齢者医療事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、173ページから、介護保険事業特別会計について事業勘定の歳入歳出及びサービス事業勘定の歳入歳出一括して審議に入ります。

補足の説明を求めます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、平成28年度介護保険事業特別会計事業勘定の歳入歳出決算の補足説明をいたします。

別冊の平成28年度各会計決算資料28ページに介護保険事業特別会計事業勘定決算構成表、介護保険事業特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算構成表を、29ページに介護保険事業の状況を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

最初に、歳出を補足説明いたします。179、180ページをお開きください。款1総務費は、予算額493万1,000円、支出済額488万7,219円、不用額4万3,781円の決算でございます。この会計における経常的な事務費、賦課徴収費、認定審査会経費及び認定審査会の共同設置の負担金などの経費でございます。前年度と比較して78万5,633円増加しておりますが、これは項1総務管理費、目1一般管理費の備考欄(1)、総務一般事務経費、節19負担金補助及び交付金で介護保険システムの改修に係る北海道自治体情報システム協議会負担金が54万円増加したこと、福祉自治体ユニット負担金で10万円が増加したこと、そのほか項3介護認定審査会費、目2認定審査会共同設置負担金の備考欄(1)、認定調査会共同設置負担金、節19負担金補助及び交付金で南十勝介護認定審査会負担金が人事異動に伴い43万1,629円増加していることが主な要因でございます。

款2保険給付費、予算額2億7,252万1,000円、支出済額2億6,680万2,084円、不用額571万8,916円の決算となっております。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費で支出額が2億2,435万495円で、不用額が476万3,505円、その内訳としては法定施設サービス給付費が141万3,483円、地域密着型居宅介護サービス給付費が154万6,284円、地域密着型施設介護サービス給付費が142万8,742円の執行残となったことが主な要因でございます。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費での支出済額が1,765万1,283円、不用額が48万5,717円で、居宅介護予防サービス給付費で11万3,293円、地域密着型介護予防サービス給付費で8万7,704円、介護予防用具購入給付費で7万9,020円、介護予防住宅改修給付費で18万円の執行残が主なものでございます。

項3高額介護サービス費、181ページ、182ページをお開きください。目1高額介護サービス費の支出済額は545万9,567円で、不用額が11万1,433円の決算となっております。

項4高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費の支出額は74万8,259円で、不用額が5万1,741円となっております。昨年度と比較して47万6,105円増加しております。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は、支出済額1,859万2,480円、不用額が30万6,520円となっており、昨年度と比較し259万9,700円の減額となっております。

続きまして、款3地域支援事業費は、予算現額2,143万7,000円、支出済額2,087万4,271円、不用額56万2,729円の決算です。

項1介護予防事業費、目1介護予防二次予防事業費は、支出済額93万8,435円、不用額7

万4,565円の決算です。この事業は、身体の機能が少し弱くなっていて、近い将来介護サービスを利用する可能性がある65歳以上の高齢者の方々を対象に、その方の弱っている機能を回復させ、要支援、要介護状態にならないようにするための事業でございます。

目2介護予防一次予防事業費は、支出済額106万4,412円、不用額1万6,588円の決算です。この事業は、65歳以上の高齢者の方々を対象に、生活機能の維持、または向上を図る取り組みです。できるだけ自立して元気でお過ごしいただくための事業となっております。

項2包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費は、支出済額1,512万9,240円、不用額20万3,760円の決算で、前年度と比較して1,044万1,932円増額しております。この要因としては、事業の仕組みが変わり、平成27年度は社会福祉協議会より派遣を受けた介護福祉士の人件費分のみの負担金として計上していましたが、介護保険法の改正により、市町村の努力義務として可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、生活支援が連携し、包括的に進める地域包括ケアシステムの構築に必要な事業で、生活支援体制整備事業は地域における住民主体のボランティア等によるニーズに合った多様なサービスを掘り起こし、それを生活支援コーディネーターが調整し、サービスを提供する体制を目指す事業で、認知症地域支援ケア向上事業は認知症の人を持つ家族に対する負担の軽減を図るため、認知症カフェを開催する事業として新設したことによるものでございます。

183ページ、184ページをお開きください。備考欄(2)、職員人件費は、地域包括ケアシステムの構築に求められる認知症施策推進事業を進めるために必要な保健師の人件費を新規にここで設けたことにより、昨年度と比較して増加しました。

目2任意事業費、支出済額374万2,184円、不用額は26万7,816円の決算となっております。不用額の主なものは、備考欄(2)、地域生活支援事業で節13委託料でシルバーハウジング管理業務委託料の執行残22万8,816円が主なもので、非常勤職員の勤務日数の減、通信費、租税公課費の減が主なものでございます。

款4基金積立金は、予算現額126万8,000円、支出済額126万4,335円、不用額3,665円の決算でございます。国、道支出金の過年度分の保険料の滞納繰越金及び基金積立金の利子を積み立てしております。

款5諸支出金、予算現額159万2,000円、支出済額159万1,891円、不用額109円の決算です。

項1過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金も同額で、前年度分の介護給付費等の負担金の精算による還付金等でございます。

款6予備費、予算額100万円は、充用支出はありませんでしたので、全額が不用額となりました。

続いて、歳入の補足説明をいたします。173ページ、174ページをお開きください。款1介護保険料、項1介護保険料、予算現額5,190万5,000円、調定額5,285万4,800円、収入済額5,247万4,700円、不納欠損額が14万9,400円、収入未済額が23万700円となっております。

目1第1号被保険者保険料、節1現年度分は、調定額、収入済額、同額の5,240万9,000

円で、収納率は100%となっております。節2滞納繰越分は、調定額44万5,800円、収入済額が6万5,700円、不納欠損額が14万9,400円、収入未済額が23万700円、収納率は14.74%となっております。なお、滞納者に対しましては催告、納税指導を行い、その収納に努めているところであります。

款2 使用料及び手数料は、介護予防事業に係る生活援助員派遣手数料で、予算額14万8,000円、調定額、収入済額は同額の16万3,500円でありました。前年度収入未済額の5万8,800円は、平成28年度に全額収納し、未納額はなくなっております。

款3 国庫支出金は、予算現額5,297万2,000円、調定額5,297万1,013円、収入済額同額の決算となっております。

項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金、節1 現年度分は、収入済額5,297万1,013円で、介護給付費に対する国からのルール分の負担分となっております。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金は、収入額2,086万5,000円で、国のルール分として介護給付費、介護予防給付費の5%を基準として調整交付金の名目で交付されているものがございます。

目2 地域支援事業交付金（介護予防事業）は、いきいき健康クラブ、貯筋塾など介護予防事業の実施に係る交付金で、46万1,500円の収入済額となっております。

目3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、節1 現年度分は、家族介護支援事業、シルバーハウジングの管理事業及び生活支援体制整備事業、認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援ケア向上事業に係る交付金で、527万3,304円が収入済額でございます。節2 過年度分1万6,317円は、27年度分の精算によるものがございます。以下、地域支援に係る事業、支払基金交付金、道の交付金、村からの繰入金についても同様の内容となります。

目4 事業費補助金、収入済額22万円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る補助金でございます。

款4 支払基金交付金は、予算現額7,733万3,000円、調定額7,726万3,670円、収入済額同額の決算となっております。

175、176ページをお開きください。目1 地域支援事業交付金（介護予防事業分）は、介護予防事業の実施に係る交付金で、23万750円の収入済額です。

目2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、家族介護支援事業、シルバーハウジングの管理事業及び生活支援体制整備事業、認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援ケア向上事業に係る交付金で、節1 現年度分で263万6,652円の収入済額です。

款6 財産収入は、予算現額1,000円、調定額464円、収入済額同額の決算となっております。介護保険事業積立金の預金利子でございます。

款7 繰入金、予算現額5,157万6,000円、調定額4,815万440円、収入済額同額の決算となっております。

項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金は、介護給付費に係る一般会計からのルー

ル分の繰り入れで、3,335万261円の収入済額でございます。

続きまして、177、178ページをお開きください。目2地域支援事業繰入金（介護予防事業）は、19万5,955円の収入済額です。

目3地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、収入済額262万6,122円で、それぞれ国及び道の補助事業に伴い、村の負担分を繰り入れているものでございます。

目4低所得者保険料軽減繰入金は、平成27年4月より所得の低い方の保険料の軽減割合が拡大され、その財源として低所得者保険料軽減負担金が充てられ、一般会計の国庫負担金で19万350円、道負担金で9万5,175円を収入し、村負担分の9万5,175円を加えた38万700円を繰り入れたものです。

目5その他一般会計繰入金、収入済額926万4,849円で、事務費分と地域支援事業の不足分を繰り入れているところでございます。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、収入済額168万9,553円で、介護給付費がそれぞれルール分だけでは不足したので、繰り入れを行いました。

項3他会計繰入金、目1介護保険サービス事業勘定繰入金、収入済額64万3,000円は、介護保険サービス事業勘定の剰余金を繰り入れたものでございます。

款8繰越金、予算現額204万3,000円、調定額204万3,816円、収入済額同額の決算です。前年度からの繰越金ですが、このうち159万1,891円が平成28年度において介護給付費及び介護予防事業交付金の精算に伴う返還金の財源となります。

款9諸収入、予算現額40万2,000円、調定額43万5,200円、収入済額同額の決算でございます。これは、介護予防事業参加料の収入となっております。

以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

次に、185ページ、実質収支に関する調書をごらんください。歳入総額2億9,987万3,035円、歳出総額2億9,541万9,800円、歳入歳出差引額445万3,235円、4、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、5、実質収支額445万3,235円と同額であります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

次に、介護保険事業特別会計サービス事業勘定の補足説明をいたします。

初めに、歳出の補足説明をいたします。190ページ、191ページをお開きください。款1サービス事業費、予算現額121万円、支出済額113万7,224円、不用額7万2,776円の決算となっております。

項1居宅支援サービス事業費、目1居宅支援サービス事業費につきましては、この会計における包括支援センターの経常的な一般事務経費等の支出で、支出済額22万3,924円、不用額4万6,076円の決算となっております。前年度と比較して18万1,694円の増額となっておりますが、地域包括ケアシステム構築のための各種研修会への出席が必要となり、節9旅費で14万8,300円、研修会やテキストのハンドブック購入のため、節11需用費で2万3,924円が増加したことが主な要因でございます。

目2新予防計画策定事業費につきましては、要支援1、2の高齢者を対象にした予防計

画の策定委託料で、91万3,300円を支出しております。

款2諸支出金、項2繰出金、目1介護保険事業勘定繰出金、予算現額64万3,000円に対しまして、支出済額64万3,000円で、この会計の剰余金を介護保険事業特別会計の事業勘定へ繰り出しております。

以上で歳出の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の補足説明をいたします。188ページ、189ページをお開きください。款1サービス収入は、予算現額174万6,000円に対し、調定額176万6,800円、収入済額が同額となっております。

項1予防給付費収入、目1新予防計画策定費収入も同額でございます。包括支援センターが介護予防支援事業所の指定を受け、新予防計画策定費として介護報酬を収入しているもので、406件分の収入をしております。

款2繰越金は、予算額10万6,000円、調定額10万6,325円、収入済額同額です。前年度の繰越金であります。

款3諸収入は、予算現額1,000円で、収入実績はありませんでした。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、192ページ、実質収支に関する調書をごらんください。1、歳入総額187万3,125円、2、歳出総額178万224円、3、歳入歳出差引額9万2,901円、4、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、5、実質収支額が9万2,901円と3と同額となっております。

以上で介護保険事業特別会計サービス事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 182ページでございますが、包括的支援事業費の中で、昨年におきましては社会福祉協議会への、そのみの交付といたしますか、新たに恐らく人を配置したということで金額が上がっているかと思えます。説明いただきましたのは、地方自治体が主体的にボランティアなどを活用してこういう地域包括的ケアをするということだと思いますけれども、重立って変わったといたしますか、これによって何が変わったかということなのですけれども、まずそこを説明お願いいたします。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 節13委託料になりますけれども、今ささえ愛さらべつという協議体が立ち上がりまして、そこで生活支援コーディネーターという者を配置しまして、今現在いろんな取り組みを行おうとしているところでございます。これがボランティアが主体となっていて、今現在やっている活動としては、ラジオ体操を皆さんでやりましょう、各地域でやりましょうという運動を広げて予防事業に資するようしたり、集まってこれから何ができるかということを皆さんで意見を出し合って、今現在事業を構築している最中でございま

す。そのほか、先ほど183、184ページの職員人件費ということで、保健師の配置ということで額がふえております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 単純に地域包括というのですか、そういうセンター、もともとあったと思っているのです。さらにここに人を配置するということでしたものですから、そこによって何が大きく変わったのかなということでお聞きしたのですけれども。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 もともと保健師、一般会計では持っていたのですけれども、今回介護保険、地域包括ケアシステムということでつくるということで介護保険のほうにこの分を一般会計から人件費は移しました。それと、生活支援コーディネーターは、委託料ということで社会福祉協議会のほうへ委託して、人件費分として委託料425万6,000円とこの中には認知症カフェの開催経費等も含まれて支出しております。

以上です。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6番村瀬議員 今までおっしゃったように、一般会計の人件費をここに1人充当させるというか、これは恐らく社員の関係もあるから、そういうような形をとっているのかなと思うのですけれども、基本的には全体の事業が変わったということではないという理解でよろしいでしょうか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 配置されている職員の業務につきましては、新たな事業として認知症対策というものがふえていまして、業務量自体はふえておりますけれども、配置されている社会福祉士、保健師の人数は変わっておりません。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 以上で介護保険事業特別会計の質疑を終了させていただきます。

◎会議時間の延長

○議長 長 お諮りをいたします。

この際、議事の都合により本日の会議を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがいまして、本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。

◎日程第2 認定第1号ないし日程第7 認定第6号(続行)

○議 長 次に、195ページから、簡易水道事業特別会計について歳入歳出を一括して審議に入ります。

補足の説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 平成28年度簡易水道事業特別会計の決算について補足説明させていただきます。

それでは、こちらは歳入から説明させていただきます。決算書195、196ページをお開きください。分担金及び負担金は、予算現額52万9,000円、収入済額も同額となっております。これは、給水工事に伴う負担金でございます。

款2 使用料及び手数料は、予算現額3,303万5,000円、収入済額3,296万6,940円で、収入未済額は28万1,110円となっております。

項1 使用料、目1 水道使用料で収入未済額は同額となっております。内容は、現年度分21件、10万260円、過年度分8件、18万850円です。8月末現在で8万9,820円を徴収し、残り19万1,290円が収入未済額となっており、引き続き収納に努めているところであります。

款3 繰入金、予算現額1,663万6,000円、収入済額1,597万4,000円でございます。

款4 繰越金、予算現額1万4,000円、収入済額1万4,583円でございます。

款5 諸収入、予算現額2万3,000円で、収入済額2万2,680円でございます。

項2 雑入、目1 雑入も同額となっております。使用済み水道メーターの売り払い金でございます。

197、198ページをお開きください。款6 村債、予算現額380万円で、収入済額も同額でございます。簡易水道等施設整備事業分でございます。

以上で歳入を終わらせていただきます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。199、200ページをお開きください。款1 水道経営費、予算現額4,441万1,000円、支出済額4,363万989円、不用額78万11円となっております。

項1 水道経営費、目1 水道管理費の主な事業は、備考欄(1)、水道施設維持管理経費の節15工事請負費と節18備品購入費は、8年で交換しますメーターの取りかえ経費で、個数が増となっております。節19負担金補助及び交付金は、中札内共同施設維持管理経費で、台風、大雨による管路切りかえに伴いまして増となっております。節13委託料で更別市街漏水調査業務を、節19負担金補助及び交付金で水道固定資産台帳整備業務を実施しております。節11需用費で水道施設修繕費が増となっております。備考欄(4)、水道施設整備事業の節15工事請負費で緑町宅地造成関連と曙区域の配水管工事を実施しております。昨年度は南札内系統塩素注入設備設置工事を実施しておりました。節12役務費の積算システム回線使用料がシステムの見直しにより皆減となっております。事業内容は、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の簡易水道事業特別会計建設事業費調の7ページ

をご参照願います。不用額の主なものは、節19負担金補助及び交付金の28万8,360円で、備考欄(1)、水道施設維持管理経費の中札内村共同施設維持管理負担金、施設修繕費と備考欄(4)、水道施設整備事業の北海道自治体情報システム協議会負担金、水道固定資産台帳整備業務の執行残によるものでございます。

201、202ページをお開きください。目2受水費は、予算現額959万5,000円で、支出済額955万7,312円、不用額3万7,688円となっております。十勝中部広域水道企業団からの受水に対する負担金で、台風、大雨によります管路切りかえに伴い、増となっております。

款2公債費は、予算現額952万6,000円、支出済額952万4,704円で、不用額1,296円となっております。

款3予備費、予算現額10万円で、不用額は同額となっております。

203ページをお開きください。実質収支に関する調書で、1、歳入総額5,330万7,203円、2、歳出総額5,315万5,693円、3、歳入歳出差引額15万1,510円で、5、実質収支額も同額の15万1,510円となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 以上で簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、206ページから、公共下水道事業特別会計について歳入歳出を一括して審議に入ります。

補足の説明を求めます。

佐藤建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、平成28年度公共下水道事業特別会計の決算について補足説明させていただきます。

それでは、こちらも歳入から説明させていただきます。決算書206、207ページをお開きください。款1分担金及び負担金、予算現額225万4,000円、収入済額225万4,800円となっております。

款2使用料及び手数料、予算現額4,684万2,000円、収入済額4,684万1,600円で、収入未済額は17万7,970円となっております。

項1使用料、目1下水道使用料で収入未済額は15万3,160円で、内容は現年度分17件、7万3,620円、過年度分7件、7万9,540円です。8月末現在で6万8,220円を徴収いたしまして、残り8万4,940円が収入未済額となっております。

目2農業集落排水施設使用料の収入未済額は2万4,810円で、内容は現年度分2件、2万2,820円、過年度分1件、1,950円です。8月末現在で1万9,980円を徴収いたしまして、残り4,830円が収入未済額となっております。

目3個別排水処理施設使用料の収入未済額はございません。

使用料につきましては、引き続き収納に努めているところでございます。

款 3 国庫支出金、予算現額351万円、収入済額も同額でございます。特定環境保全公共下水道事業補助金でございます。

款 4 繰入金、予算現額8,472万2,000円、収入済額8,088万1,000円でございます。

款 5 繰越金、予算現額15万8,000円、収入済額15万8,506円でございます。

208、209ページをお開きください。款 6 諸収入、予算現額40万2,000円、収入済額40万1円でございます。

項 2 貸付金元利収入、目 1 水洗便所改造等資金預託金元利収入も収入済額は同額です。

款 7 村債、予算現額2,720万円、収入済額も同額でございます。特定環境保全公共下水道事業及び個別排水処理施設整備事業分です。

以上で歳入を終わらせていただきます。

続きまして、歳出に入らせていただきます。210、211ページをお開きください。款 1 総務費、予算現額6,682万1,000円、支出済額6,338万153円、不用額は344万847円となっております。主な不用額は、項 2 施設管理費、目 1 下水道施設管理費で節11需用費の不用額173万5,416円は管渠及び浄化センター修繕費の執行残、節13委託料の不用額10万2,094円は下水道台帳作成業務委託料の執行残、節16原材料費の不用額は修繕、補修用資材費の執行残が主なものでございます。

目 2 農業集落排水施設管理費で節11需用費の不用額75万2,061円は、管渠及び処理場修繕費の執行残が主なものでございます。

212、213ページをお開きください。目 3 個別排水施設管理費で節11需用費の不用額9万9,691円は施設修繕費の執行残、節12役務費の不用額35万7,000円は汚泥運搬費の執行残が主なものでございます。

款 2 事業費、予算現額4,590万4,000円、支出済額4,545万1,741円、不用額は45万2,259円となっております。

項 1 下水道整備費、目 1 下水道建設費、備考欄（1）、下水道施設整備事業、節13委託料で更別浄化センターストックマネジメント基本計画と更別村下水道BCP策定委託業務、節15工事請負費で緑町5条、6条線とNOSA I 移転下水道管渠新設工事を、節19負担金補助及び交付金で下水道固定資産台帳整備業務を実施しております。昨年度は、公共下水道事業計画変更業務を実施しておりました。また、節12役務費の積算システム回線使用料は、システムの見直しにより皆減となっております。主な不用額は、節19負担金補助及び交付金の12万6,912円で、下水道固定資産台帳整備業務の執行残が主なものでございます。

項 3 個別排水処理施設整備費、目 1 個別排水処理施設整備費については、備考欄（1）、個別排水処理施設整備費、節15工事請負費で9基の整備を図っております。昨年度計上の節12役務費の積算システム回線使用料は、システムの見直しにより皆減となっております。主な不用額は、節13委託料の30万600円で、処理施設実施設計委託業務の執行残が主なものでございます。事業内容は、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の公共

下水道事業特別会計建設事業調の8ページと9ページをご参照願います。

款3公債費、予算現額5,226万3,000円、支出済額5,226万2,119円で、不用額は801円となっております。長期債償還元金と長期債償還利子でございます。

214、215ページをお開きください。款4予備費、予算現額10万円で、不用額は同額となっております。

216ページをお開きください。実質収支に関する調書で、1、歳入総額1億6,124万5,907円、2、歳出総額1億6,109万4,093円、3、歳入歳出差引額15万1,814円で、5、実質収支額も同額の15万1,814円となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

各特別会計の歳入歳出決算について審議を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たりましては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 以上で各特別会計の歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

続いて、217ページ、財産に関する調書に入ります。

補足の説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、財産に関する調書について補足説明をさせていただきます。

公有財産台帳集計表、1、土地の部、(1)、行政財産は、決算年度末現在高1,439万3,426平方メートルで、決算年度中に3万4,256平方メートル増となっております。公共用財産、公営住宅4,006平方メートル減、その他の施設5,567平方メートル増、その他の397平方メートル減は、分類がえによるものでございます。その他の3万3,092平方メートル増は、北海道からの譲渡で2万9,086平方メートル、分類がえにより4,006平方メートル増となっております。

(2)、普通財産は、決算年度末現在高252万9,375平方メートルで、決算年度中に1万2,068平方メートル増となっております。宅地1,653平方メートルの増は、コムニ団地分譲による523平方メートルの減、分類がえによる2,176平方メートル増の差でございます。山林9,921平方メートル増は、寄附によるものでございます。その他494平方メートルの増は、旧レストラン白樺跡地等の寄附による8,451平方メートルの増と障害者福祉サービス事業所開設予定地の譲渡による397平方メートル減、分類がえによる7,560平方メートル減との差でございます。

(2)の1、山林、立木の推定蓄積量は、5,223立方メートル増の25万802立方メートルとなっており、増加しております。

218ページ、219ページをお開きください。2、建物の部、木造は決算年度末現在高1万7,418平方メートルで、決算年度中542平方メートルの増、非木造は決算年度末現在高5万8,200平方メートルで、決算年度中1,359平方メートルの増でございます。合計で決算年度末現在高が7万5,618平方メートル、決算年度中に1,901平方メートル増加しています。行政財産、その他の行政機関、消防施設で木造79平方メートル増です。南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分により、防災資機材庫が村に帰属したものでございます。同じく消防施設で非木造1,020平方メートルの増でございます。南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分により、更別消防署庁舎677平方メートル、上更別消防会館343平方メートルが村に帰属したものでございます。行政財産、公共用財産、公営住宅で木造503平方メートルの増でございます。若葉団地公営住宅2棟を新たに建設したものでございます。行政財産、公共用財産、その他の施設で木造59平方メートル、非木造で63平方メートルの増でございます。いずれも分類がえによる増でございます。行政財産、その他で木造79平方メートル、非木造で6平方メートルの減でございます。いずれも分類がえによる減でございます。普通財産、木造で20平方メートルの減です。旧レストラン白樺など、寄附により305平方メートル増、分類がえにより20平方メートル増、教員住宅等老朽化に伴う解体により345平方メートル減となっております。同じく普通財産、非木造で282平方メートル増です。勢雄区の民間の保養所の寄附により345平方メートルの増、教員住宅物置の老朽化による解体で6平方メートルの減、分類がえにより57平方メートルの減となっております。

220ページ、221ページをお開きください。3、基金につきましては、221ページの集計をごらんください。土地開発基金の決算年度末現在高は2億651万6,322円で、決算年度中増減高は25万1,642円の増となりました。債権または債務はありません。財政調整基金など一般会計9基金の決算年度末現在高は51億1,495万4,267円で、決算年度中増減高は2億3,261万9,477円の増となりました。債権または債務279円で、合計は51億1,495万4,546円です。特別会計の国民健康保険事業基金及び介護保険事業基金の決算年度末現在高は8,616万5,119円で、決算年度中増減高は3,571万1,655円の減となりました。債権または債務は3,191万815円で、合計は1億1,807万5,934円でございます。総計で54億3,954万6,802円となり、前年度比較2億6,445万6,283円の増となりました。

なお、各基金の詳細は、平成28年度基金管理運用状況調を提出させていただいておりますので、ご参照願います。

222ページ、223ページをお開きください。4、有価証券の増減はございません。

5、出資による権利は、決算年度中増減高が160万7,000円の増となりました。十勝中部広域水道企業団に対し、水源広域分企業債元金分を出資したことによるものでございます。出捐金の増減はありません。決算年度末現在高は、2億1,683万3,536円となっております。

6、その他は、北海道備荒資金組合の積立金でございます。決算年度中増減高は17万1,966

円で、全額超過納付金が増額しております。台風10号による大雨等災害に伴う農地等災害復旧費助成事業の財源として還付を受けたため、500万円の減、普通納付金の振りかえで300万円の増、配分金で217万1,966円の増となっております。決算年度末現在高は、10億9,069万5,632円となっております。

224ページをお開きください。7、物品は、購入価格1件30万円以上の物品を掲載しております。電気機械で更別消防署の貯湯式温水洗浄機1件が増となっております。南十勝消防事務組合解散に伴い、村に帰属したものでございます。車両で7件の増となっており、除雪グレーダなど老朽化に伴う廃棄で3件の減、除雪グレーダ、乗用自動車各1台購入し、南十勝消防事務組合解散に伴う水槽つき消防ポンプ自動車など8台が村に帰属したことから10件増となっております。雑機械及び器具で13件の増となっております。学校給食センターのフライヤーなど老朽化に伴う廃棄で4件の減、学校給食センターのフライヤー、老人保健福祉センターの券売機、国民健康保険診療所の超音波画像診断装置など6件を購入し、南十勝消防事務組合解散に伴い小型動力ポンプ、患者観察モニターなど11件が村に帰属したことから17件増となっております。工作物で1件の増となっております。役場庁舎のフルカラー印刷機など老朽化に伴う廃棄で2件の減、福祉の里総合センターのブラストチラー1件を購入し、南十勝消防事務組合解散に伴いモーターサイレン、温風暖房機2件が村に帰属したことから3件増となっております。

8、無体財産権は、異動ありません。著作権11につきましては、北海道電子自治体共同開発協議会の共同システム開発プログラム一式でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 以上で財産に関する調書の質疑を終了いたします。

それでは、これから認定第1号 平成28年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第1号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については認定することに決定をいたしました。

次に、認定第2号 平成28年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第2号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については認定することに決定をいたしました。

次に、認定第3号 平成28年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第3号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については認定することに決定をしました。

次に、認定第4号 平成28年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第4号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については認定することに決定をしました。

次に、認定第5号 平成28年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第5号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については認定することに決定をしました。

次に、認定第6号 平成28年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第6号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については認定することに決定をしました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りをいたします。

議事の都合により、9月13日から9月18日までの6日間休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、9月13日から9月18日までの6日間休会することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

(午後 5時18分散会)